

平成 22 年 3 月

電子債権記録機関（でんさいネット）要綱
2.0 版

平成 22 年 3 月

全国銀行協会

電子債権記録機関要綱 2.0 版 本編

	頁		頁
はじめに ～電子債権記録機関要綱(でんさいネット) 2.0 版の制定 にあたって～		(6) 利用者の承継(法人)18
		(7) 利用者の承継(個人)19
		(8) 利用者の事業譲渡20
		(9) 利用者の照会・苦情の受付・対応20
		(10) 利用者データベース21
参加金融機関編		2. でんさいネット業務21
1. 参加金融機関 2	(1) 業務内容21
(1) 参加金融機関の位置付け 2	(2) 業務運営態勢21
(2) 参加金融機関の資格 2	(3) 営業日・営業時間22
(3) 参加金融機関の資格取得手続 3	3 1. 記録請求(総則)22
(4) 参加金融機関の管理 3	(1) でんさいネットが受ける記録請求22
(5) 参加金融機関の参加料等 3	(2) 発生記録等の法 5 条 1 項の請求の方法(双方請求)23
(6) 参加金融機関の脱退 4	(3) 記録請求の予約請求機能27
(7) 参加金融機関の資格の剥奪・停止等 5	(4) 一括記録請求28
(8) 参加金融機関の組織変更等による参加資格の承継 8	(5) 記録請求における電文の取扱い28
		(6) 利用者データベースからの記録請求事項の検索29
業務編		(7) でんさいネットによる記録の制限等29
1. 利用者12	3 2. 記録請求(発生記録請求)30
(1) 利用者要件12		
(2) 利用者への利用許可13		
(3) 利用者と参加金融機関、決済口座の関係15		
(4) 利用者による利用解約16		
(5) 利用者の利用停止・利用制限・強制解約17		

	頁
(1) 発生記録概要30
(2) 発生記録請求の方法・手順30
(3) 発生記録請求事項30
(4) 発生記録事項32
3 3.記録請求(譲渡記録請求)34
(1) 譲渡記録概要34
(2) 譲渡記録請求の方法・手順34
(3) 譲渡記録請求事項35
(4) 譲渡記録事項37
3 4.記録請求(保証記録請求(譲渡記録に随伴しない場合))39
(1) 保証記録概要39
(2) 保証記録請求の方法・手順39
(3) 保証記録請求事項40
(4) 保証記録事項40
(5) 特別求償権42
3 5.記録請求(分割記録請求)43
(1) 分割記録概要43
(2) 分割記録請求の方法・手順43

	頁
(3) 分割記録請求事項44
(4) 分割記録事項45
3 6.変更記録請求47
(1) 変更記録請求概要47
(2) 変更記録請求48
3 7.信託の記録請求52
(1) 信託の記録の概要52
(2) 信託の記録請求の方法・手順53
(3) 信託記録請求事項53
(4) 信託記録事項54
(5) 信託の記録の削除54
3 8.口座間送金決済以外の弁済等による支払等記録請求55
(1) 口座間送金決済以外の弁済等による支払等記録概要55
(2) 当該支払等記録を行う場合55
(3) 当該支払等記録の請求者および請求の方法57
3 9.強制執行等の記録請求58
(1) 強制執行等の記録の概要58

	頁
(2) 一部金額の差押58
(3) 強制執行等の記録事項58
(4) 電子記録の禁止59
(5) 口座間送金決済等の取扱い59
(6) 電子記録債権譲渡命令等60
3 10.記録の訂正・回復61
(1) 電子記録の訂正・回復概要61
(2) 電子記録の訂正・回復の方法・手順62
4.決済64
(1) 決済制度64
(2) 決済口座64
(3) 決済手段に係る取り決め64
(4) 決済情報65
(5) 支払指図電文(為替電文)66
(6) 決済手順67
(7) 口座間送金決済による支払等記録69
(8) 口座間送金決済以外の決済と支払等記録の取扱い70
(9) 決済手段において生じる損失等の責任分担71

	頁
5.開示71
(1) 記録事項の開示71
(2) 提供情報の開示72
(3) 開示方式・検索方式等73
6.支払不能74
(1) 支払不能ルールのあり方74
(2) 支払不能事由74
(3) 支払不能ルールの概要75
(4) 支払不能情報センター76
(5) 参加金融機関への開示77
(6) 利用者への開示78
(7) 支払不能利用者の取扱い78
7.障害・災害発生時対応(BCP)78
(1) 障害・災害発生時における業務継続方針78
(2) でんさいネットにおける障害・災害発生時の対応79
(3) でんさいネット - 参加金融機関間ネットワーク における障害・災害発生時の対応79
(4) 参加金融機関における障害・災害発生時の対応80
(5) 利用者における障害・災害発生時の対応80

はじめに ～ 電子債権記録機関（でんさいネット）要綱 2.0 版の制定 ～

電子記録債権法（平成19年6月公布、翌年12月施行）が定める電子記録債権制度は、金銭債権の取引の安全を確保することにより事業者の資金調達の円滑化等を図ることを目的とした、既存の指名債権や手形債権とは異なる新たな金銭債権を導入する制度である。

全国銀行協会（以下「全銀協」という）では、電子記録債権制度が今後、現行の手形交換所と同様、銀行界が担うべき重要な社会インフラになり得るものとの認識から、上記の電子記録債権立法の目的を具現化するため、電子債権記録機関（以下「記録機関」）の設立に向けた検討を進めてきた。平成20年3月、全銀協は「手形代替を想定した全銀行参加型の記録機関設立に向け、具体的な検討に着手すること」を盛り込んだ報告書「電子記録債権の活用・環境整備に向けて」を公表し、その後、利用者ニーズを吸い上げるために「電子記録債権利用推進等懇談会」を立ち上げ、21年3月、その成果を「電子債権記録機関要綱」（以下、「要綱初版」という。）として公表した。

全銀協において検討している記録機関は、現行の手形と同様の機能を有するスキームを想定した「手形的利用」を取引形態の前提としたものである。また、電子記録債権法が記録機関における支払等記録と決済の同期を義務付けていることから、記録機関と電子記録債権の利用者との間に銀行（金融機関）が介在して資金回収の役割を發揮できる、「全銀行参加型」の記録機関の必要性を念頭に置いたものとなっている。加えて、デジタルデバインド等の問題を克服してより多くの利用者に利便性を提供するため、利用者が記録機関に直接アクセスするのではなく、自らが取引する金融機関（記録機関の参加金融機関）を經由して記録機関にアクセスする「間接アクセス方式」のスキームが望ましいとの観点に立っている。

全銀協では、要綱初版を踏まえて具体的な電子債権記録機関の構築作業を進め、平成21年7月、電子債権記録機関の設立を正式決定した。新会社となる記録機関の名称は、「（株）全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）」であり、「銀行の信頼・安心のネットワークを基盤として、電子記録債権を記録・流通させる新たな社会インフラを全国的規模で提供し、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化・効率化を図ることにより、わが国経済の活性化に貢献する」ことを企業理念に掲げ、開業に向けた準備を進めている。

電子債権記録機関（でんさいネット）要綱2.0版（以下、「要綱2.0版」という。）は、業務要件定義およびシステム要件定義工程を通じた仕様の詳細化等に関する電子債権記録機関設立準備検討部会の検討結果、ならびにでんさいネットの説明会において寄せられた利用者ニーズ等を踏まえて、要綱初版を改正した内容となっている。全銀協では今後、この要綱2.0版を踏まえ、システム開発、総合運転試験の工程を経て、平成24年5月の開業を目指すこととする。

参加金融機関編

項目	内容	備考
<p>1. 参加金融機関 (1) 参加金融機関の位置付け</p>	<p>参加金融機関は、でんさいネットの承認を得て、記録請求等に関するでんさいネット業務の一部を受託して行う。</p> <p>また、利用者に係る電子記録債権の決済手段の提供および利用者の各請求の取次ぎ業務を行うこととする。</p>	<p>参加金融機関から他の参加金融機関に対する業務の再委託については、下記「(2) 参加金融機関の資格」による「再委託先の適正な監査」を条件として許容する。ただし、本人確認、利用者申請業務や口座間送金決済にかかる機能（でんさいネットから提供された決済情報から振込電文を作成（他行為替の場合は全銀システム経由）する機能、電子記録債権の振込における組戻対応）等一定の業務について、再委託不可とする取扱いについては業務規程の検討において確定する。</p>
<p>(2) 参加金融機関の資格</p>	<p>参加金融機関は、全国銀行内国為替制度の加盟銀行であることを要することとする。</p> <p>でんさいネットは、別途定める審査により、参加金融機関の資格を取得することについて適当であると認める金融機関に対して、参加の承認を行うこととする。</p> <p>でんさいネットが審査する際の実質的な要件として、以下を定めることとする。</p> <p>でんさいネットから委託された業務（もしくは、利用者の代理として行う業務）を確実に遂行することができる事務処理能力を有すること。また、当該業務を再委託する場合には、再委託先に対する監査を適正に行うことができること。</p> <p>利用者が当該金融機関を指定することが見込まれるなど、参加金融機関として適正な制度運営を遂行することが見込まれること。</p>	<p>参加金融機関は参加資格取得に当り、でんさいネットの業務委託先としての主務大臣の承認を要する。参加金融機関の脱退や、参加資格の剥奪・停止・承継についても同様。</p> <p>業態の中央機関と当該業態内の個別金融機関は、いずれも参加金融機関の資格を取得することができることとする。</p>

項目	内容	備考
(3) 参加金融機関の資格取得手続	参加金融機関は別途定める申請要領にもとづき、でんさいネットに対して参加申請（正式加盟申請）を行うこととする。	参加申請（正式加盟申請）手続フロー案等については、別紙 1 - 1 参照。
(4) 参加金融機関の管理	<p>でんさいネットは、別に定めるところにしたがって、電子債権記録業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認める場合は、参加金融機関に対し、その目的のために必要な範囲において、当該参加金融機関の業務または財産に関して参考となるべき報告もしくは資料の提出を請求し、または当該参加金融機関の業務または財産の状況もしくは帳簿書類その他の物件を調査することができることとする。</p> <p>参加金融機関は、でんさいネットから報告または資料の提出を求められた場合には遅滞なくこれに応じ、また、でんさいネットによる調査に対して協力しなければならないこととする。</p> <p>参加金融機関に店舗統廃合が生じた場合の対応については、以下の機能を実装する。 金融機関・店舗のチェック機能 口座情報の一括変更機能</p>	<p>でんさいネットは、以下のいずれかの場合に該当すると判断したときに限り、報告・資料提出の請求または調査の実施を行うことができることとする。</p> <p>参加金融機関の業務規程の遵守の状況の調査を行う必要がある場合 参加金融機関の財務状況の調査を行う必要がある場合 参加金融機関における受託業務の遂行の状況の調査を行う必要がある場合 利用者の保護のために必要がある場合</p>
(5) 参加金融機関の参加料等	<p>参加金融機関は、でんさいネットが定める所定の参加料等を支払う。</p> <p>参加金融機関は、でんさいネットシステムに記録請求を行った場合には、所定の手数料を支払うこととする。</p> <p>でんさいネットは、債務者の指定参加金融機関に対し、口座間送金決済委託手数料を支払う。</p>	<p>参加金融機関が支払う各種手数料の要否については別紙 1 - 2 参照。</p> <p>参加料および各種手数料の水準については、別途所定の規定において定めることとする。</p>

項目	内容	備考
(6) 参加金融機関の脱退	<p>参加金融機関が制度から脱退するには、でんさいネットが定める所定の手続に沿ってあらかじめ申出を行うものとする。当該参加金融機関は、利用者の継続利用のために必要な措置を講じたうえで脱退するものとする。</p> <p>参加金融機関が脱退する場合は、脱退しようとする日の一定期間前までに、でんさいネットが別途定める脱退申請書とともに、脱退計画書（脱退事由、脱退予定日、利用者の継続利用のための具体的な措置、既発生電子記録債権の消滅予定等を記載）をでんさいネットに対して提出し、でんさいネットの承認を得なければならないこととする。</p> <p>利用者の継続利用のための具体的な措置として、以下の内容を脱退計画に盛り込むこととする。</p> <p>参加金融機関による利用者への脱退に関する通知 自行がでんさいネットから脱退予定であることを利用者へ通知するとともに、脱退までの間に指定参加金融機関の変更が必要である旨の周知を行う。</p> <p>別の指定参加金融機関経由でのでんさいネットへのアクセスの確保 当該参加金融機関は、自行の脱退以後も制度の継続利用を希望する利用者が以下のいずれかの方法をとることにより、自行以外の参加金融機関経由でのんさいネットへのアクセスが可能となるよう利用者の誘導その他必要な措置を行う。 ア．利用者自らが、当該参加金融機関が脱退するまでの間に他の参加金融機関を新たに指定する。 イ．利用者につき複数の指定参加金融機関が存在する場合は、脱退日以降は当該他の指定参加金融機関からでんさいネットにアクセスを行う。</p> <p>参加金融機関による業務継続 上記の通知から一定期間経過後は、脱退する参加金融機関経由での新規発生記録等を利用者に認めないこととし、記録済みの電子記録債権についての譲渡、変更、支払等記録、開示請求など、</p>	<p>脱退手続フロー案については、別紙1 - 3 参照。</p> <p>脱退計画書において、利用者の継続利用のための措置を講じるために「参加金融機関による利用者への脱退に関する通知」の日から利用者の移行期間を最低6ヶ月間確保し、その後、期日未到来の債権が全量消滅したことをもって脱退可能とする。</p> <p>指定参加金融機関の変更にあたっては、既発生電子記録債権については、アクセスする指定参加金融機関を途中で変更することは原則として認めないこととする。</p> <p>当該参加金融機関の脱退以降、指定する参加金融機関が存在しない利用者は利用者要件を満たさないこととなることから、でんさいネットは利用制限措置または強制解約を行うこととする。また、このような利用者が再度の制度利用を希望する場合には、改めて他の参加金融機関経由で利用申請手続きを行うこととする。</p>

項目	内容	備考
	<p>法律上どうしても必要な範囲でのアクセスのみを認めるようアクセス制限を行う。</p> <p>当該参加金融機関が脱退する旨の他の参加金融機関への通知は、でんさいネットが行うこととする。</p> <p>でんさいネットは、参加金融機関に対して脱退計画の実行状況の報告を求め、必要に応じて脱退計画の更正を求めることができることとする。</p>	<p>参加金融機関の脱退は、他の参加金融機関および利用者への影響を考慮し、でんさいネットのHP等で広く一般に公表（周知）を行うこととする。</p>
<p>(7) 参加金融機関の資格の剥奪・停止等</p>	<p>でんさいネットは、参加金融機関が業務規程に定める事由に該当した場合には、参加金融機関の資格を剥奪または停止することができることとする。また、資格の剥奪・停止に当り、でんさいネットおよび参加金融機関は、利用者の継続利用のために必要な措置を講じることとする。</p> <p>【参加金融機関の資格剥奪・停止等の手続】 参加金融機関は、以下に該当する場合には直ちにでんさいネットに対してその状況についての報告を行わなければならない。</p> <p>下記【参加金融機関の資格の剥奪事由】の～に該当する場合 銀行法等の法令の定めに従って臨時にその業務を休止・停止する場合（下記【参加金融機関の資格の停止事由】参照） でんさいネットから委託された業務（もしくは利用者の代理として行う業務）の遂行に支障が生じ、またはそのおそれがある場合 破産手続、会社更生手続または民事再生手続の申立を行った場合</p> <p>でんさいネットは、参加金融機関に対して、以下により脱退計画、業務一時停止計画または業務改善計画の提出を命じることができる。</p> <p>参加金融機関に資格剥奪事由がある場合 脱退計画 参加金融機関に資格停止事由がある場合 業務一時停止計画 その他上記の報告を受けた場合および前述「(4) 金融機関の管理」にもとづきでんさいネットからの請求を受けて報告が提出された場合 業務改善計画</p>	<p>参加金融機関の資格の剥奪・停止により利用者に生じる損害については、でんさいネットが責めを負わず、参加金融機関・利用者間の取決めによることとすることが可能か等について、業務規程の検討において確定する。</p> <p>でんさいネットによる参加金融機関の除名に足る事実がある場合であって、でんさいネットがその旨の報告を受けたうえで除名を決議した場合に、脱退計画の提出を命じるものとする。</p> <p>脱退計画にもとづく資格剥奪日および業務一時停止計画にもとづく資格停止日については、当該参加金融機関と協議のうえ、利用者による制度の継続利用を勘案して、でんさいネットが決定する。</p>

項目	内容	備考
	<p>脱退計画、業務一時停止計画または業務改善計画の提出を命じられた参加金融機関は、でんさいネットが指定する日までにでんさいネットに対して計画の提出を行わなければならないものとする。</p> <p>当該参加金融機関の資格剥奪・停止に関する他の参加金融機関への通知は、でんさいネットが行うこととする。また、業務一時停止期間終了後に当該参加金融機関が制度に復帰する旨の通知もでんさいネットが行うこととする。</p> <p>【参加金融機関の資格の剥奪事由】</p> <p>でんさいネットは、参加金融機関が以下のいずれかに該当する場合に、当該参加金融機関の資格を剥奪することができるものとする。</p> <p>整理のためにする休業 破産の宣告 解散 内為制度からの脱退 でんさいネットが当該参加金融機関の除名を決定した場合</p> <p>でんさいネットは、別に定める手続により、参加金融機関が以下のいずれかに該当すると判断した場合には、当該参加金融機関の除名を決定することができることとする。</p> <p>でんさいネット、他の参加金融機関または利用者の信用を著しく毀損する行為があったとき 業務規程に著しい違反があったとき でんさいネットから委託された業務（もしくは、利用者の代理として行う業務）を確実に遂行することができる態勢になく、または当該態勢が失われると見込まれる場合であって、改善の見込みがない場合</p> <p>参加金融機関が資格剥奪事由に該当する場合であっても、当該参加金融機関の受皿となる金融機関との合併・事業譲渡や、承継銀行への業務承継が行われる場合には、下記「(8)参加金融機関の組織変更等による参加資格の承継」に則って参加資格の承継をさせるこ</p>	

項目	内容	備考
	<p>とができることとする。</p> <p>【資格剥奪の場合の利用者による継続利用のための措置等】 でんさいネットが参加金融機関の資格を剥奪する場合に、利用者による制度の継続利用のため、原則として当該参加金融機関が、前述「(6) 参加金融機関の脱退」と同様の措置を講じることとする。 ただし、資格の剥奪事由により、上記【参加金融機関の資格剥奪・停止等の手続】の脱退計画の提出・履行ならびに当該参加金融機関による業務の続行が不可能な場合には、緊急避難的に以下の措置を行うこととする。</p> <p>資格剥奪に関する利用者への通知をでんさいネットが当該参加金融機関に代わって行う。 新規の発生記録は認めないこととし、既発生電子記録債権に関する譲渡・分割、変更記録、支払等記録、開示に限定してでんさいネットへの直接請求を利用者に認める。また、当該参加金融機関について口座間送金決済は行わないこととする。</p> <p>【参加金融機関の資格の停止事由】 でんさいネットは、参加金融機関が銀行法等法令の定めに従って臨時にその業務を休止・停止することに伴い、でんさいネットから委託された業務（もしくは利用者の代理として行う業務）や決済業務を休止・停止する場合に、当該参加金融機関の資格を一定期間停止することができることとする。</p> <p>資格を停止される参加金融機関は、業務一時停止計画において、休止・停止する業務の内容に応じて、上記【資格剥奪の場合の利用者による継続利用のための措置等】に準じた対応を行うものとする。</p> <p>【参加金融機関に対する制裁措置】 業務改善計画を提出した参加金融機関は、当該計画を履行しなければならないこととする。</p> <p>でんさいネットは、参加金融機関が採った業務改善措置が不十分な場合には、計画の更正や更なる業務改善を命じることができるも</p>	<p>この場合、継続利用を希望する利用者については、新たに他の参加金融機関を指定する、あるいは複数の指定参加金融機関が存在する場合は、以後当該他の指定参加金融機関からでんさいネットにアクセスを行う。</p> <p>当該参加金融機関経由で利用者へアクセスできない場合に、でんさいネットは、当該参加金融機関にかかる利用者DBをもとにした電話、FAX等の運用・マニュアルベースの対応とし、システム化の対象とはしない。</p> <p>でんさいネットにおける利用者の認証方法は、資格剥奪等となった参加金融機関と協力のうえ、利用申請書の確認等により運用で対応する。</p>

項目	内容	備考
	<p>のとし、参加金融機関がこれに従わない場合には、当該参加金融機関に対する制裁措置として過怠金を課することができるものとする。</p>	
<p>(8) 参加金融機関の組織変更等による参加資格の承継</p>	<p>合併・分割等の組織変更を行おうとする参加金融機関は、でんさいネットに対して、別に定める承継金融機関に参加金融機関の資格を承継させることを申請することができることとする。</p> <p>でんさいネットは、別に定める審査手続により適当と認めた場合には、参加金融機関の資格承継を承認することとする。</p> <p>【参加資格の承継手続】 資格承継を希望する参加金融機関は、合併、会社分割または営業・事業の譲渡を行う旨をでんさいネットに対して所定の期日までに届け出るとともに、資格承継計画を提出してその承認を得ることとする。</p> <p>組織変更を行う参加金融機関が下記 ~ のタイプのいずれかに該当する場合には、承継者について、前述「(2) 参加金融機関の資格」および「(3) 参加金融機関の資格取得手続」の新規参加金融機関に関する資格取得手続に準じてでんさいネットが審査手続を行ったうえで、 ~ の各号に定める金融機関に参加金融機関の地位を承継させることができるものとする。</p> <p>当該参加金融機関の合併日、分割日または営業・事業の譲渡が行われる日、ならびに参加金融機関の資格の承継先について、でんさいネットは他の参加金融機関に通知を行うこととする。</p> <p>承継者については、合併（新設・吸収）、分割（新設・吸収）、電子記録債権に係る事業譲渡の類型に応じて、以下のとおりとする。</p> <p>他の参加金融機関と合併して新金融機関を設立する場合 合併により設立される金融機関 非参加金融機関と合併して新金融機関を設立する場合 合併により設立される金融機関 非参加金融機関と合併して当該非参加金融機関が存続する場合 合併後に存続する金融機関</p>	

項目	内容	備考
	<p>分割により新設される非参加金融機関に営業の全部を承継させる場合 新設される金融機関 分割、営業または事業の譲渡により、営業または事業の全部を他の非参加金融機関に承継させるまたは譲渡する場合 営業または事業の全部を承継するまたは譲り受ける金融機関 分割または営業譲渡により、営業の一部を非参加金融機関に承継させるまたは譲渡する場合 営業の一部を承継するまたは譲り受ける金融機関 その他でんさいネットが承認する場合 でんさいネットが承認する金融機関</p> <p>【資格承継の場合の利用者による継続利用のための措置等】 組織変更を行う参加金融機関は、合併日、分割日または営業もしくは事業の譲渡または承継が行われる日を利用者に通知するとともに、利用者の指定参加金融機関を自行から承継先の金融機関に変更するための措置を行うこととする。なお、この場合に承継先の金融機関は、組織変更を行う参加金融機関の利用者の受け入れを拒否してはならないものとする。</p> <p>承継者が参加金融機関の資格要件を満たさない場合（例：内国為替運営機構の非加盟銀行であり、組織変更後も内国為替運営機構に参加予定のない金融機関）には、当該承継者に引き継がれることとなる利用者は、でんさいネットへの間接アクセスを行うことができなくなる。この場合、組織変更を行う当該参加金融機関は、自行以外に指定参加金融機関を持たない利用者が継続して制度を利用するための措置（「(6) 参加金融機関の脱退」に準じた、指定参加金融機関の変更および組織変更日までの業務継続に関する必要な措置）を講じるものとする。</p> <p>組織変更を行う参加金融機関が電子記録債務者または電子記録名義人となっている電子記録債権については、原則として組織変更日をもって一律に承継者の名義に変更するものとする。ただし、当該組織変更が営業または事業の譲渡である場合であって、全ての電子記録債権に係る債権・債務が承継者に帰属することが確認されない場合には、一律の名義の変更は行わず、個別の電子記録債権ごとに</p>	<p>利用者利便を考慮し、利用者が指定参加金融機関を承継先の金融機関に変更するのではなく、組織変更する参加金融機関側で一括して承継先の金融機関に指定参加金融機関を変更する処理を設ける。</p>

項目	内容	備考
	必要に応じて譲渡記録請求・変更記録請求等の処理を行うものとする。	

業務編

項目	内容	備考
<p>1. 利用者 (1) 利用者要件</p>	<p>以下の要件を満たし、でんさいネットおよび参加金融機関との間で利用者契約を締結した者を制度の利用者とする。</p> <p>【属性要件】 法人または事業を営む個人、国・地方公共団体であること。 本邦居住者であること。 反社会的勢力に属するなどの利用者としての適格性の問題がないこと</p> <p>【経済的要件】 参加金融機関に、電子記録債権の決済を行うための決済口座を開設していること。 電子記録債務者（譲渡時の担保責任を除く。以下本項目において同じ。）としての利用については、当座預金口座の開設に準じた参加金融機関による審査により承諾されること。</p> <p>【利用資格要件】 電子記録債務者としての利用については、でんさいネットによる債務者利用停止措置中でないこと。 でんさいネットにより利用制限および強制解約を受けた利用者のうち、でんさいネットが定める一定の事由にもとづいて当該措置を受けた利用者でないこと。</p> <p>利用者要件のカテゴリーとして、以下を規定する。</p>	<p>反社会勢力の取扱いについては、でんさいネットが参加金融機関に委託したうえで、参加金融機関が行うこととする（でんさいネットでは、反社リストは保有しない）。でんさいネットでは、過去に利用制限措置や強制解約を受けた者、債務者利用停止中である者等のネガティブリストを保持し、チェックを行うこととする。（なお、利用開始後に判明した場合は、強制解約等の手続きをとる。後掲「(5) 利用者の利用停止・利用制限・強制解約」参照）。</p> <p>利用資格要件は、でんさいネットが利用者DBにおいて直接管理することとし、当該条件に該当するか否かのチェックは、参加金融機関およびでんさいネットが利用者DBを参照したうえで行うこととする。</p> <p>利用資格要件における「でんさいネットが定める一定事由」のうち、参加金融機関の判断によらない事由（破産、相続等）が生じた場合は、すべての参加金融機関で一律に利用制限等の措置を講じたうえで、以後、利用資格欠格者として新規の利用申請を認めない取扱いとする（個人事業者の場合は、利用制限等が解除されれば新規利用申請可。ただし、当該解除は、でんさいネットがその妥当性を判断したうえで行う）。（別紙 1-1-1 参照）</p>

項目	内容			備考																								
	<table border="1" data-bbox="703 272 1503 863"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般利用者</th> <th>電子記録債務者 となり得る利用者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決済口座</td> <td>普通預金 / 当座預金</td> <td>普通預金 / 当座預金 (ただし、参加金融機関 において当座預金に 限定することも可)</td> </tr> <tr> <td>利用者契約</td> <td>利用者契約を行った顧客</td> <td>参加金融機関の審査を 経て利用者契約を行っ た顧客</td> </tr> <tr> <td>債務者</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債権者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>譲渡 (担保責任有)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>譲渡 (担保責任無)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保証(譲渡時以外 の保証人として の保証)</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="696 895 1507 991">一般利用者から電子記録債務者となり得る利用者に変更する場合、およびその逆の場合は、利用変更申請の手続きを行うこととする。</p> <p data-bbox="696 1023 1507 1086">参加金融機関は、上記の要件に加えて、利用者契約に当って利用者とのアクセス方法その他の上乗せ要件を定めることができる。</p>				一般利用者	電子記録債務者 となり得る利用者	決済口座	普通預金 / 当座預金	普通預金 / 当座預金 (ただし、参加金融機関 において当座預金に 限定することも可)	利用者契約	利用者契約を行った顧客	参加金融機関の審査を 経て利用者契約を行っ た顧客	債務者	×		債権者			譲渡 (担保責任有)			譲渡 (担保責任無)			保証(譲渡時以外 の保証人として の保証)	×		<p data-bbox="1554 1023 2011 1193">各参加金融機関が上乗せして利用者要件を定める場合の一定の基準や手続等については、でんさいネットが指定申請や監督上の観点から求められるレベルを踏まえて定める。</p>
	一般利用者	電子記録債務者 となり得る利用者																										
決済口座	普通預金 / 当座預金	普通預金 / 当座預金 (ただし、参加金融機関 において当座預金に 限定することも可)																										
利用者契約	利用者契約を行った顧客	参加金融機関の審査を 経て利用者契約を行っ た顧客																										
債務者	×																											
債権者																												
譲渡 (担保責任有)																												
譲渡 (担保責任無)																												
保証(譲渡時以外 の保証人として の保証)	×																											
(2) 利用者への利用許可	<p data-bbox="696 1230 1507 1321">利用者となろうとする者は、参加金融機関を通じて、別途定める添付書類を付して利用申請書をでんさいネットに提出することとする。</p>			<p data-bbox="1554 1230 2011 1321">利用許可に当っては、利用者・参加金融機関・でんさいネットの三者間契約を行う。</p> <p data-bbox="1554 1358 2011 1385">三者間契約では、利用者の遵守義務</p>																								

項目	内容	備考
	<p>電子記録債務者としての利用に係る審査については、でんさいネットが定める利用資格（債務者利用停止措置中でない、反社会的勢力に属していない等）を満たしていることを前提に、各参加金融機関の取扱いに委ねる。</p> <p>利用者の本人確認は、利用申込受付時に、参加金融機関がでんさいネットの委託を受けて行う。</p> <p>本人確認書類の保存、本人確認済の確認も参加金融機関が行う（犯罪収益移転防止法（以下「犯収法」という。）施行令第11条第1項第3号）。</p> <p>犯収法上の取引記録の作成・保存は、でんさいネットが行う（取引記録に記録すべき事項は、債権記録に記録されるため。なお、犯収法上、取引記録の保存期間は7年とされていることから、債権記録についても最低7年間は保存する）。</p> <p>参加金融機関は、利用者との間で利用者契約を行うに当たって、契</p>	<p>（業務規程の他、機関の定める諸規則等を遵守しなければならない。）を定める。</p> <p>利用者は、参加金融機関を通じて利用申請書を提出し、でんさいネットがこれを承認、利用者番号付与その他の手続を経てでんさいネット（または参加金融機関）が指定する一定の日から利用を開始できることとする。</p> <p>利用申請時の提出書類は、以下の書類とする。 利用申請書 本人確認書類（個人の場合） 商業登記簿謄本（現在事項証明書）（法人の場合） 印鑑証明書</p> <p>利用者が複数の参加金融機関で取引を行う場合の利用申請手続は、それぞれの参加金融機関に対して行う。</p> <p>相続発生時の相続人に対する本人確認は、相続人名義への変更記録請求の際、または「利用継続届」提出時に行う。</p> <p>犯収法上の疑わしい取引の届出については、原則として参加金融機関に委託して行うこととする。</p>

項目	内容	備考
	<p>約期間、利用可能限度額その他利用に当たりの制限を設けることができる。</p>	
<p>(3) 利用者と参加金融機関、決済口座の関係</p>	<p>利用者は、利用申請にあたって、決済口座を開設する参加金融機関を指定することとする（以下、当該参加金融機関を「指定参加金融機関」という。）</p> <p>利用者がでんさいネットに記録請求等を行うにあたっては、原則として指定参加金融機関を通じたアクセスを行うこととする。</p> <p>利用者と指定参加金融機関との間のアクセス方法、認証手段については、当該指定参加金融機関が定めるところによることとする。</p> <p>利用者は、一つの指定参加金融機関に複数の決済口座を設けることができることとする。</p> <p>利用者は、複数の参加金融機関を指定することができる。 利用者が複数の参加金融機関を指定する場合には、利用申請その他諸届の提出は、それぞれの指定参加金融機関に対して行う（利用者管理はそれぞれの指定参加金融機関が窓口となっていくが、利用者にはすでに他行経由で取得している利用者番号の届出を2行目以降の申込時に義務づけるものとする。）</p>	<p>決済口座を開設する指定参加金融機関は、自行で利用者のための記録請求業務等を行うものとする。ただし、カットオーバー時のシステム対応等の問題から、記録請求業務を他行に業務委託することを許容する。業務委託を取り止め、自行で業務を行う場合の移行手続きに関しては、業務規程等策定時に明確化する。</p> <p>例えば、事業部ごとに異なる口座を利用したい場合等において、複数の決済口座を認めることとする。</p> <p>複数の決済口座における利用者番号については、同一の利用者番号を使用し決済口座の口座番号で識別する。</p> <p>利用者が複数の参加金融機関を指定する場合であっても、一つの電子記録債権については、一つの指定参加金融機関を通じてアクセスすることとする。開示についても同様とする。</p> <p>利用者は、一つの電子記録債権について、アクセスする指定参加金融機関を</p>

項目	内容	備考
		途中で変更することはできないこととする。障害被災時を想定した場合であっても、参加金融機関を超えて債権を移動するためのシステム機能は実装しないこととする。
(4) 利用者による利用解約	<p>利用者は、利用を止めたい場合は、指定参加金融機関を通じて利用解約届をでんさいネットに提出することによって、利用者契約を解約することができる。</p> <p>ただし、利用者が電子記録債務者または電子記録名義人となっている電子記録債権がすべて消滅したことを支払等記録によってでんさいネットが確認するまでの間は、解約することができないこととする。</p> <p>利用者は、上記ただし書の間であっても、指定参加金融機関を通じて新規の発生記録請求等を行わない旨の届出をでんさいネットに提出することによって、でんさいネットへの記録請求等のアクセスを自ら制限することができる。</p> <p>利用者は、でんさいネットが利用者契約の解約を承認する前に、決済口座を解約する場合には、別の口座を決済口座として指定することとする。</p>	<p>利用者は、解約した後は、開示請求を除いてでんさいネットへのアクセスを行うことができないこととする(別紙 1-1-2 参照)。</p> <p>解約後の開示のアクセス方法および認証手段は、指定参加金融機関の定めによることとする(書面やFAXによる請求に切り替える等)。</p> <p>利用者が、新規の発生記録請求等を行わない旨の届出を提出した場合には、でんさいネットは、当該利用者による記録請求等のアクセスを制限することとする(別紙 1-1-2 参照)。</p> <p>その場合のアクセス方法および認証手段は、指定参加金融機関の定めによることとする(EB・IBを従来どおり使用する、参加金融機関に対する書面やFAXによる請求に切り替える等)。</p> <p>参加金融機関は、でんさいネットが利用者契約の解約を承認する前に、利用者から決済口座の解約の申し出を受けた場合には、別の決済口座を指定する場合を除き、当該申し出を受け付けてはならないこととする。</p>

項目	内容	備考
<p>(5)利用者の利用停止・利用制限・強制解約</p>	<p>でんさいネットは、次の場合は、利用者が新たに電子記録債務者（譲渡時の担保責任を除く）となるための記録請求の利用を2年間停止する措置をとることができる（以下、「債務者利用停止措置」という。）。</p> <p>利用者が業務規程に違反した場合 別途定める支払不能ルールの適用があった場合</p> <p>でんさいネットは、利用者が次に該当すると判断した場合は、利用者による新規の発生記録請求等を制限する措置（以下、「利用制限措置」という。）または利用者契約の強制解約を行うことができる。</p> <p>上記の債務者利用停止措置に係る事由が繰り返されるなどでんさいネットの運営を損なう行為があった場合 利用者の破産等の倒産手続開始 利用者の廃業 公序良俗に違反する行為を行う、反社会的勢力に属するなど適正な制度の利用が行われないおそれがある場合 決済口座の強制解約等、利用者要件を満たさなくなった場合</p> <p>参加金融機関は、利用者について債務者利用停止措置または利用制限措置・強制解約に係る上記の事由（支払不能ルールの適用を除く）が発生した場合には、直ちにでんさいネットに対して報告を行うこととする。</p>	<p>債務者利用停止措置は、新規の記録請求を禁止し、債権者として利用のみ認めるものとする（詳細は別紙 1 - 1 - 2 参照）。信託の受託者およびそれになりうる利用者が債務者利用停止措置、利用制限措置となった場合も、当該利用者以外の利用者が債務者利用停止措置、利用制限措置となった場合と同様に取扱うこととする。</p> <p>でんさいネットは、当該利用者が債務者、保証人（譲渡時担保責任を含む）債権者のいずれかとなっている登録済の電子記録債権がある場合は、利用制限措置をとり、すべての電子記録債権が消滅したことを支払等記録によって確認後、強制解約の手続をとる。すべて消滅している場合は強制解約を行う。</p> <p>利用制限措置においては、でんさいネットは、登録済みの電子記録債権についての譲渡、変更、支払等記録、開示請求など、法律上必要な範囲でのアクセスのみを認めるようアクセス制限を行う。</p> <p>支払不能ルールが適用された後についても、指定参加金融機関の判断により、支払不能となった債権以外の電子記録債権を含め、当該利用者を債務者とする口座間送金決済の取扱いの可否を決めることができる。</p>

項目	内容	備考											
	<p>参加金融機関はその判断により、でんさいネットが債務者利用停止措置または利用制限措置を行った利用者が債務者となっている既発生の電子記録債権について、口座間送金決済の取扱いを停止することができる。</p> <p>再建型手続開始の場合の取扱いについては、以下の整理とする(下表は民事再生法をベースとして記載)。</p> <table border="1" data-bbox="728 561 1503 858"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th colspan="2">記録請求の可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保全命令発令</td> <td colspan="2">利用制限措置(譲渡記録請求等は不可、口座間送金決済の対象外)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生手続開始</td> <td>行為制限あり</td> <td>利用制限措置を継続、最終的に強制解約も可</td> </tr> <tr> <td>行為制限なし</td> <td>(参加金融機関にて利用再開を認めることを前提に)利用制限措置を解除し、従前の資格で利用継続</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記整理については、民事再生手続、会社更生手続ともに同様の方針とする。</p>	状況	記録請求の可否		保全命令発令	利用制限措置(譲渡記録請求等は不可、口座間送金決済の対象外)		再生手続開始	行為制限あり	利用制限措置を継続、最終的に強制解約も可	行為制限なし	(参加金融機関にて利用再開を認めることを前提に)利用制限措置を解除し、従前の資格で利用継続	<p>指定参加金融機関が決済口座を強制解約したことに伴って、利用者が利用制限措置となった場合には、当該参加金融機関は一切の口座間送金決済の取扱いを行わないこととする。</p> <p>債務者利用停止措置を受けた利用者が利用停止期間経過後において債務者としての利用を再開したい場合、または利用制限措置・強制解約を受けた利用者が再度通常の利用を行いたい場合には、当該利用者は参加金融機関を通じて改めて利用申請手続きを行うこととする。</p> <p>債務者利用停止措置は、適用日から2年経過後に自動的に解除する(債務者利用停止措置の適用事由となった支払不能情報も処分日から2年間の保有)。</p>
状況	記録請求の可否												
保全命令発令	利用制限措置(譲渡記録請求等は不可、口座間送金決済の対象外)												
再生手続開始	行為制限あり	利用制限措置を継続、最終的に強制解約も可											
	行為制限なし	(参加金融機関にて利用再開を認めることを前提に)利用制限措置を解除し、従前の資格で利用継続											
(6) 利用者の承継(法人)	<p>法人である利用者は、合併(新設・吸収)または会社分割(新設・吸収)に伴う一般承継がある場合には、別に定めるところにより、指定参加金融機関を通じてでんさいネットにその旨を届け出ることとする。</p> <p>承継者は、利用者要件について指定参加金融機関およびでんさいネットの確認を経たうえで、引き続き利用者として制度を利用することができるものとする。</p>	<p>当該承継者が、既存の利用者である場合は、でんさいネットにおいて所要の名寄せを行う。承継する者が当該金融機関に預金口座を保有しない場合には、当該金融機関に預金口座を新規開設する取扱いとする。また、承継する者の利用状況等によっては、利用制限あるいは強制解約となる場合がある。</p> <p>電子記録債務者(譲渡時の担保責任を除く)となり得る者についての利用者要件の確認は、当座預金口座の開設に</p>											

項目	内容	備考
	<p>登録済の電子記録債権は、承継者による変更記録請求があったものとして、承継日をもって一律承継者名義に変更する扱いとする（合併の場合は法 29 条 2 項、会社分割の場合は同条 1 項。会社分割の場合も当該承継者以外に「利害関係を有する者」はないものとして承継者単独で請求する）。</p>	<p>準じた参加金融機関による審査を含む。</p> <p>当該承継者が、決済口座を引き継がない、債務者利用停止中である等により利用者要件を満たさない場合には、不充足の利用者要件に応じて、でんさいネットは当該承継者の利用について一般利用者としての利用のみ認めるか、当該承継者につき利用制限措置または強制解約（「(5)」参照。）を行う。</p>
<p>(7) 利用者の承継（個人）</p>	<p>個人である利用者が死亡した場合には、でんさいネットおよび指定金融機関は、原則として当該利用者に係る記録請求等の業務および口座間送金決済に関する業務を停止することとする。</p> <p>上記にかかわらず、被相続人が債務者、保証人（譲渡時担保責任を含む）、債権者（求償権を含む）のいずれかとなっている登録済の電子記録債権がある場合（すべて消滅している場合を除く）には、全ての相続人の同意のもとに所定の手続きを行うことで、でんさいネットは、登録済の電子記録債権が全て消滅するまでの間に限り、新規の発生記録請求等を除く一部のサービスについて、相続人による利用の継続を認めることができる。</p> <p>相続人が、登録済の電子記録債権を相続人の名義に変更したい場合には、別に定める名義変更のための手続きを行うこととする。</p>	<p>でんさいネットまたは指定参加金融機関が個人である利用者の死亡を知った場合には、直ちに相続時利用停止措置を行うこととする（以下、相続時の事務フロー等については別紙 1 - 2 - 1 参照）。何らかの理由で参加金融機関から届出がなされない場合等には、例外的にでんさいネットの職員が登録を行うことも可とする。</p> <p>被相続人について登録済の電子記録債権がある場合（全て消滅している場合を除く）には、指定参加金融機関は、全ての相続人の同意のもとに参加金融機関を通じて届出をでんさいネットに提出するよう相続人に依頼する。</p> <p>相続人による利用の継続が認められる取引については、別紙 1 - 2 - 3 を参照。</p> <p>名義変更のための手続き事例は、別紙 1 - 2 - 4 参照。</p>

項目	内容	備考
	<p>相続人が複数ある場合で電子記録債権を相続分に依りて分割したい場合には、分割を受ける相続人は利用者登録を行った上で自己に対して当該相続分につき分割・譲渡を行う扱いとする。</p> <p>登録済の電子記録債権が全て消滅した場合には、利用者契約は解約するものとする。</p>	<p>事業承継に伴い相続人が利用を継続したい場合については、当該相続人は新たに利用者契約を行うこととする。</p>
(8) 利用者の事業譲渡	<p>利用者が、登録済の電子記録債権にかかる事業の譲渡を行う場合には、別に定めるところにより、指定参加金融機関を通じてでんさいネットにその旨を届け出ることとする。</p> <p>当該事業の譲渡を受ける者が利用者でない場合であって利用継続を希望するときは、指定参加金融機関を通じて新規の利用申請手続きを行うこととする。</p>	<p>事業譲渡に伴う登録済の電子記録債権の名義変更については、事業の譲渡者・譲受者において個別に譲渡記録請求や名義の変更記録請求(利害関係を有する者の同意を要する)を行うなど必要な処置を行うこととする。</p>
(9) 利用者の照会・苦情の受付・対応	<p>利用者からの照会・苦情の受付および対応は、原則として指定参加金融機関が行うこととする。</p>	<p>参加金融機関が利用者から照会・苦情を受け付けた場合は、原則として当該照会等を受け付けた参加金融機関で対応することとする。</p> <p>参加金融機関が受け付けた苦情等については、参加金融機関およびでんさいネットの業務改善を図る観点から、でんさいネットに報告し、可能な範囲で他の参加金融機関に還元を行うこととする(報告を必要とする範囲等については別途定める)。</p> <p>参加金融機関で対応できない内容についてはでんさいネットに対応することとし、でんさいネットにおいてそのために必要な態勢を整備する。</p>

項目	内容	備考
(10) 利用者データベース	<p>利用者情報は、でんさいネットの利用者データベースで管理する。</p> <p>利用者データベースへの入力は、でんさいネットまたは参加金融機関が行う。</p>	<p>でんさいネットの記録原簿に記録する「企業名(氏名)」、代表者名、住所、口座番号等は、利用者データベースの情報を利用者の記録請求および記録原簿に自動的に転記することを想定。</p> <p>利用者データベースの詳細については別紙 1 - 3 参照。</p> <p>利用者番号体系については、別紙 1 - 4 参照。</p>
2. でんさいネット業務 (1) 業務内容	<p>でんさいネットの業務内容は以下とする。</p> <p>記録原簿等の管理に関する業務 記録に関する業務 開示に関する業務 支払不能情報の管理に関する業務 その他 ~ に付随する業務</p>	<p>「その他付随業務」としては、利用者対応のための窓口業務、参加金融機関照会にかかる窓口業務とする。</p> <p>支払不能時の異議申立提供金制度等については、支払不能ルールとあわせ決済規則にて定める。</p>
(2) 業務運営態勢	<p>でんさいネットは、業務を行うための適切な業務運営態勢を整備する。</p>	<p>適切な業務運営態勢を構築するためには、「(1) 業務内容」に掲げる業務を直接に担当する部署のほかどのような部署が必要かについて、株式会社運営に必要な機能(経理、株式事務、取締役会運営等) 記録機関連業務に必要な機能(システム企画・運用、照会対応等) リスク管理・コンプライアンス・内部監査等の内部管理機能に区分した上で、業務内容および組織面での検討をふまえて決定する。</p> <p>(必要な部署の例)</p> <p>新規機能の追加開発などの企画・立案を行うシステム部署 マニュアル想定外の事象が発生した際の判断を行う運用部署</p>

項目	内容	備考
		参加金融機関等からの問い合わせに対応するヘルプデスク 業務規程やHPの更新等、利用者対応部署 リスク管理・情報セキュリティ管理・監査を行う内部管理部署 反社会勢力対応等を行うコンプライアンス管理部署
(3) 営業日・営業時間	<p>でんさいネットの営業日・営業時間については、参加金融機関の営業日・営業時間を基本としたうえで、利用者の利便性も考慮し以下とする。</p> <p>利用者へのサービスレベルの統一の観点で、参加金融機関に一律に電子債権業務の実施を求める時間としてコアタイムを設定する。</p> <p>営業日 計画停止日を除き毎日 計画停止日 毎月第二土曜日（終日） 営業時間 7:00～24:00 コアタイム 銀行営業日の9:00～15:00</p> <p>取扱可能な取引 当日付け・予約取引の記録請求 営業日 7:00～15:00 予約取引の記録請求 営業日 15:00～24:00 開示 営業日 7:00～24:00</p>	<p>でんさいネットシステムの営業日・営業時間については、別紙 2 - 1、別紙 2 - 2 参照。</p> <p>計画停止日は、第二土曜日とし、月によって変動させる運用は行わない。</p>
3 - 1 . 記録請求（総則） (1) でんさいネットが受ける記録請求	<p>でんさいネットが受ける記録請求等は以下のとおり。</p> <p>発生記録 譲渡記録 保証記録 分割記録 信託の記録 変更記録 支払等記録 強制執行等の記録</p>	<p>各種機能の概要については、別紙 3 - 1 参照。</p>

項目	内容	備考															
	<p>記録の訂正・回復</p> <p>でんさいネットにおける記録請求の処理方式は、以下のとおり。 各種請求（参加金融機関 でんさいネットなど） ア．オンライン処理 イ．一括請求の場合、ディレード処理</p> <p>各種通知（でんさいネット 参加金融機関） ポーリング方式（参加金融機関からのリクエストに応じ、作成済みの通知を返却する）</p> <p>参加金融機関において、でんさいネットとのオンライン処理の通信内容をデータとして保存することは不要とする。 データの欠損があった場合はエラーとしてハンドリングし、再打鍵とする。</p> <p>バッチ処理等でファイルを生成するものについては、参加金融機関にて作成データを5銀行営業日間保存し、ファイルの再送を可能とするようにする。</p>																
(2) 発生記録等の法5条1項の請求の方法（双方請求）	<p>でんさいネットの取り扱う電子記録債権の記録請求の方法について、法第5条1項により、電子記録義務者および電子記録権利者の双方請求とされているものの請求方法については、以下の およびを前提に以下の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="667 1078 1503 1382"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>請求者</th> <th>相手方の承諾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生記録 （債務者請求方式）</td> <td>債務者</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>発生記録 （債権者請求方式）</td> <td>債権者</td> <td>債務者の承諾</td> </tr> <tr> <td>譲渡記録</td> <td>債権者</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>保証記録（単独）</td> <td>債権者</td> <td>保証人の承諾</td> </tr> </tbody> </table>	種類	請求者	相手方の承諾	発生記録 （債務者請求方式）	債務者	不要	発生記録 （債権者請求方式）	債権者	債務者の承諾	譲渡記録	債権者	不要	保証記録（単独）	債権者	保証人の承諾	<p>利用者・指定参加金融機関間のアクセス方法（E B・I Bの利用、F A X等の受付等）については、基本的には個別指定参加金融機関の定める方法によることとするが、統一的なセキュリティルール（ガイドライン）についてはでんさいネットが定めることとする。</p> <p>また、複数の参加金融機関を跨った取扱いやでんさいネットと連携する必要がある場合の手続等については、別途統一ルールを設ける。</p> <p>請求（依頼）内容は、法律上の記録請求内容を含むが、書面（F A X等を含</p>
種類	請求者	相手方の承諾															
発生記録 （債務者請求方式）	債務者	不要															
発生記録 （債権者請求方式）	債権者	債務者の承諾															
譲渡記録	債権者	不要															
保証記録（単独）	債権者	保証人の承諾															

項目	内容			備考
	分割記録 (必ず譲渡随伴)	債権者	不要	む)の場合のレイアウトは参加金融機関で独自に定める。
	変更記録	変更請求者	利害関係人の承諾	
	支払等記録 (記録機関)	(職権)	不要	
	支払等記録 (債権者請求方式)	債権者	不要	
	支払等記録 (支払者請求方式)	支払者	債権者の承諾	
	電子記録の 訂正・回復	訂正等請求者	利害関係を有する 第三者の承諾	
	<p>発生記録請求における債権者請求方式の採否は、参加金融機関の判断（オプション機能）によるものとする。</p> <p>参加金融機関が債権者請求方式を採用しない場合、当該参加金融機関の利用者は同方式を利用することはできず、同参加金融機関の利用者を債務者とする債権者からの同方式による発生記録請求はすべてエラーとする。</p> <p>発生記録請求の債権者請求方式を採用する参加金融機関は、でんさいネットにその旨を申請する。</p> <p>でんさいネットは当該参加金融機関の利用者について、同方式の利用可否を利用者DB上で管理し、利用を希望しない利用者を債務者とする債権者請求方式による債権者からの発生記録請求はエラーとする。</p> <p>義務者からの請求（請求依頼）による場合 【債務者請求方式】 ア．記録請求および当該記録請求にもとづく電子記録を削除する変更記録請求にかかる包括委任 利用者が義務者として記録請求をする場合には、当該利用者は、権利者の当該記録に係る請求について、権利者の請求権限を包括的に委任されたものとして取り扱う。また、当該記録請求により権利者となる利用者は、当該記録請求にもとづく電子記録につい</p>			

項目	内容	備考
	<p>て異議がある場合に、電子記録の通知後5銀行営業日以内においては、変更記録請求(単独請求)により削除できることについて、当該記録における利害関係人は予め同意した者として取り扱う(法27条3号、29条1項参照)。でんさいネットの行う電子記録債権のすべての利用者は、このような包括的な委任および同意について了承しているものとする。</p> <p>イ．義務者による単独記録請求 義務者が、指定参加金融機関を通じてでんさいネットに対し電子記録に係る請求を行う。</p> <p>ウ．でんさいネットによる電子記録 上記ア．にもとづき、でんさいネットは、当該義務者の請求について、当該記録請求に係る権利者の記録請求も併せて行ったものとして取り扱い、当該電子記録を行う。</p> <p>エ．でんさいネットからの権利者に対する電子記録の通知 でんさいネットは、ウ．の電子記録を行った場合には、当該電子記録の内容について、遅滞なく権利者に指定参加金融機関を通じて通知する。</p> <p>オ．権利者による削除の変更記録請求 ウ．の通知を受領した権利者は、電子記録の内容について異議がある場合には、ア．にもとづき、当該記録の削除にかかる変更記録請求(単独請求)を行う。この請求を受けたでんさいネットは、削除の変更記録を行うものとする。</p> <p>権利者からの請求による場合 【債権者請求方式】(記録成立に相手方の積極的な承認を必要とする方式)</p> <p>ア．権利者による記録請求 権利者は、指定参加金融機関を通じてでんさいネットに対し電子記録に係る請求を行う。</p> <p>イ．でんさいネットからの義務者に対する電子記録請求内容の通知 でんさいネットは、ア．の請求を受けた場合には、当該請求の内容について、すみやかに義務者に指定参加金融機関を通じて通</p>	<p>請求者や代理人の氏名または名称および住所等の請求者や代理人を特定するために必要な情報。 指定許可機能については、別紙 3 - 2 参照。</p>

項目	内容	備考
	<p>知する。</p> <p>ウ．義務者による承諾 イ．の通知を受領した義務者は、当該請求内容についてでんさいネットに対し、当該通知後5銀行営業日以内においていつでも承諾を行うことができる。また、当該請求内容について異議がある場合は、同期間内にいつでも否認することができる。</p> <p>エ．でんさいネットによる電子記録 でんさいネットは、ウ．の承諾があった場合、ア．の請求内容にもとづく電子記録を行うものとする。 否認された場合、または否認もしくは承諾がないまま当該通知後5銀行営業日が経過した場合（みなし否認の取扱い）には、記録は成立しない。みなし否認の場合であっても、請求データは請求受付簿に記録する。</p> <p>上記の請求（依頼）は、法6条「請求に必要な情報」（政令事項）を提供するものとする。なお、義務者が権利者を代理する権限については業務規程等に規定し、個別の請求には当該権限の証明にかかる情報は添付しないこととする。</p> <p>でんさいネットは、提供された情報および請求受付日時を記載した請求受付簿を作成する（規則第27条および同別表第一）。</p> <p>指定参加金融機関から債権者・譲受人【となろうとする者】（権利者）への伝達方法は、個別参加金融機関の定める方法によることとする。また、債権者・譲受人【となろうとする者】が指定参加金融機関から伝達を受けた場合には、受領確認を行わず、業務規程において「利用者がアクセス可能な状態となったことをもって、通知が到達したものとみなす」旨規定する。</p> <p>電子記録債権制度の普及促進、利用者のインターフェース開発負担軽減の観点から、利用者と参加金融機関間における一定の記録請求等にかかるインターフェースの標準化を図る。</p> <p>請求行為の濫用・悪用防止のため、各種請求において、請求があ</p>	

項目	内容	備考
	<p>ったことの通知を受ける側（債務者請求方式の発生記録請求における債権者、譲渡記録請求における譲受人等）が指定した利用者以外からの請求をエラーとする「指定許可機能」を設ける。指定許可機能の採否は、参加金融機関の判断（オプション機能）によるものとする。</p> <p>【指定許可機能】 「許可先」として指定された利用者以外からの発生記録請求*、譲渡記録請求（譲渡記録請求に随伴する保証記録請求を含む）、譲渡記録請求に随伴しない保証記録請求、を自動拒否する機能。 本機能の採用可否は各参加金融機関のオプションの取扱い。 * 発生記録請求については、指定許可の申請を行った利用者が、「債権者である場合（債務者請求方式）」と「債務者である場合（債権者請求方式）」の双方がありうる。</p>	
(3) 記録請求の予約請求機能	<p>利用者が債権の発生日を指定して記録請求を行い、でんさいネットが当該日まで請求データを預かったうえで、当該日に請求があったものとして記録する取扱い（予約請求の取扱い）を実装する。</p> <p>発生記録請求 【債務者請求方式】 ア．データ提出日の1ヵ月後応答日を最長とする発生記録請求の予約機能。 イ．発生記録請求の予約があった場合は、債権者にその旨通知する。 ウ．発生指定日が到来するまでの間は、以下の対応とする。 (ア) 債権者からの予約に対する否認を可能とする。 (イ) 債務者からの予約撤回を可能とする。(ただし、譲渡の予約が入っている場合を除く)</p> <p>【債権者請求方式】 ア．データ提出日の1ヵ月後応答日を最長とする発生記録請求の予約機能。 イ．発生記録請求の予約があった場合は、債務者にその旨通知する。 ウ．発生指定日が到来するまでの間は、以下の対応とする。</p>	

項目	内容	備考
	<p>(ア) 債務者からの予約に対する承諾または否認を可能とする。 (イ) 債権者からの予約撤回を可能とする。(ただし、債務者の承諾 / 否認がある場合を除く)</p> <p>譲渡記録請求 ア．債権者は、既発生の債権または発生が予約された債権（債権者請求方式での発生記録については、債務者の予約に対する承諾があったものに限る）について、第三者利用者にデータ提出日の1ヵ月後応答日を最長とする譲渡記録請求の予約をすることができる。 イ．譲渡記録請求の予約があった場合は、譲受人にその旨通知する。 ウ．譲渡指定日が到来するまでの間は、以下の対応とする。 (ア) 譲受予定者からの予約に対する否認を可能とする。 (イ) 譲受予定者からの再譲渡の予約は不可とする。 (ウ) 譲渡人からの予約撤回を可能とする。(ただし、譲受予定者の否認がある場合を除く)</p> <p>その他の記録請求 ア．分割を伴う譲渡記録請求の予約も可とする。 イ．譲渡記録の予約を行った際には、保証記録も同時に予約することができる(ただし、譲渡記録に随伴しない保証記録は不可)。 ウ．譲受予定者から保証記録のみの否認を可能とする。 エ．予約の分割を伴う譲渡記録請求が譲受予定者から否認された場合、譲渡記録請求だけが取り消され、分割記録請求は有効のままとする。 オ．分割を伴う譲渡記録の予約請求に対し、譲渡人が予約撤回する場合は、分割記録そのものの予約請求が撤回される。 カ．予約時の債権者・譲受人が信託アカウントの場合は、信託記録の予約も自動付記(予約でない場合と同様)。 キ．その他の記録請求の予約機能は付与しない。</p>	
(4) 一括記録請求	<p>発生・譲渡（分割を伴う譲渡記録請求を含む）等の複数の記録請求を一括して送信する機能を設ける（複数件一括の場合でも、その一部につき相手が否認することは可能とする）。</p>	
(5) 記録請求における電文の取	<p>使用言語(外国文字)は、全銀フォーマット許容文字と漢字等(全</p>	

項目	内容	備考
扱い	<p>角文字含む)とする。ただし、外字(環境依存文字)は使用不可とする。</p> <p>文字コードはS-JISを使用する。</p>	
(6) 利用者データベースからの記録請求事項の検索	<p>記録請求にあたって、記録請求事項中、利用者データベース(以下、「利用者DB」という)に予め登録されている事項については、当該事項をもって記録請求事項とする。</p> <p>記録請求においては、利用者番号および口座番号により取引の相手方を特定するものとする。</p>	
(7) でんさいネットによる記録の制限等	<p>でんさいネットは、法7条2項にもとづき、利用者、参加金融機関に対し、次の記録を取り扱わない、あるいは制限することとし、その旨を業務規程において規定する。</p> <p>質権記録は取り扱わないものとする。 譲渡記録を行わない発生記録請求は認めないものとする。 一の電子記録債権における譲渡記録、分割記録、保証記録の回数の制限は設けない。 譲渡先を特定の利用者に限定する発生記録請求は認めないものとする。ただし、参加金融機関を譲渡先として限定する記録は認め、また、参加金融機関が譲渡を行う場合は譲渡先の制限を設けない。 1回の分割記録における金額は1万円を下回らない金額とする(ただし、分割後の原債権記録の金額は1万円未満となることを許容する)。</p> <p>でんさいネットは、利用者の利用要件として、上記の法7条2項にもとづく記録制限のほか、以下の記録の取扱いについて、業務規程において規定する。なお、利用者として電子記録債権を取り扱う場合の参加金融機関も同じ。</p> <p>連帯債権、連帯債務等の債権者、債務者を複数とする記録請求は認めないものとする。 でんさいネットが取り扱う電子記録債権の決済方法は、口座間送金決済の方法を原則とし、業務規程が規定する場合を除き、その</p>	<p>譲渡可能先として特定の参加金融機関を個別に指定することは認めない。</p>

項目	内容	備考
	<p>他の決済方法による弁済を利用者は行わないものとする。 信託の記録は、受託者が信託業の免許を有している場合に限定した取扱いとする。</p>	<p>信託銀行や利用者が信託免許を有する信託会社である場合に限定する趣旨。</p>
<p>3 - 2 . 記録請求 (発生記録請求) (1) 発生記録概要</p>	<p>利用者間で電子記録債権を発生させる場合には、でんさいネットにおいて発生記録を行う (法 15 条)。</p> <p>発生記録による電子記録債権の発生の取扱いは、手形の振出と同様に、平易で画一的な処理が可能なものとする。</p>	
<p>(2) 発生記録請求の方法・手順</p>	<p>発生記録請求における双方請求の方法・手順は、前掲 3 - 1 (2) にしたがう。</p> <p>発生記録請求の方法として、以下の 2 つの方式を利用することができる。 債務者請求方式 債権者請求方式</p>	<p>各方式の請求手順については、別紙 3 - 3 - 1、3 - 3 - 2 参照。</p>
<p>(3) 発生記録請求事項</p>	<p>発生記録請求事項中、でんさいネットの利用者 DB 登録事項については、当該登録事項を検索して請求事項とし、それ以外は、以下により取り扱うものとする (特段の記録のないものは、後掲「(4) 発生記録事項」参照)。</p> <p>必要的記録事項 (法 16 条 1 項) 債務者が一定の金額を支払う旨 (同項 1 号) ア．発生記録の最低債権金額は、1 万円とする (1 万円以上は 1 円単位での請求を可能とする)。 イ．発生記録の最高債権金額は、99 億 9,999 万 9,999 円とする。 支払期日 (同項 2 号) ア．非営業日が記録請求された場合に備えて、請求事項の「支払期日」欄に固定文言として「支払期日がでんさいネットの業務規程第 条に規定する一定の日に当たる場合は、翌営業日を支払期日とします」と記載。 イ．発生記録請求において設定できる支払期日は、記録請求時に</p>	

項目	内容	備考
	<p>指定される電子記録の年月日を含め7銀行営業日目の翌日以降であり、かつ発生記録日（将来日付による予約請求の場合は当該日付）から1年後の応答日までとする。</p> <p>債権者の氏名/名称・住所（同項3号） 法人代表者の氏名の提供は必須。</p> <p>債権の不可分の旨/可分の場合は各債権額（同項4号） 記録請求事項欄を設けない（請求を認めない）。</p> <p>債務者の氏名/名称・住所（同項5号） 法人代表者の氏名の提供は必須。</p> <p>債務の不可分・連帯債務の旨/可分の場合は各債務額（同項6号） 記録請求事項欄を設けない（請求を認めない）。</p> <p>電子記録の年月日（同項8号） 将来日付を記録日とする場合は、法にもとづく請求事項とは別途請求時に指定。 上記、は利用者DBからの自動入力。</p> <p>任意的記録事項（法16条2項） 口座間送金契約等支払方法（債権者・債務者口座の記録等） 法64条契約 記録請求事項欄を設けない（請求を認めない）。</p> <p>その他支払方法の定め 記録請求事項欄を設けない（請求を認めない）。</p> <p>利息、遅延損害金、違約金 期限の利益喪失 相殺、代物弁済 弁済充当の指定 善意取得条項（法19条）不適用の定め ～については記録請求事項欄を設けない（請求を認めない）。</p> <p>債権者・債務者の属性（個人事業者） 抗弁切断条項（法20条）の不適用の定め 対抗できる抗弁の定め ～については記録請求事項欄を設けない（請求を認めない）。</p> <p>譲渡記録・保証記録・分割記録等の不可、回数制限、その他の制限の定め</p>	

項目	内容	備考
	<p>ア．当事者合意にもとづく譲渡記録不可とする記録請求は受け付けない（記録請求事項欄を設けない）。</p> <p>イ．譲渡先を特定先に制限する記録請求は受け付けない（記録請求事項欄を設けない）。ただし、参加金融機関を譲渡先として限定する記録は認め、また、参加金融機関が譲渡を行う場合は譲渡先の制限を設けない。</p> <p>ウ．譲渡記録・保証記録・分割記録については、当事者合意にもとづく回数制限の記録請求は受け付けない（記録請求事項欄を設けない）。</p> <p>債権者 - 債務者間の通知方法 記録請求事項欄を設けない（請求を認めない）。</p> <p>債権者 - 債務者間の紛争解決方法 記録事項としない。</p> <p>上記、は利用者 DB からの自動入力。</p>	
(4) 発生記録事項	<p>必要的記録事項（法 16 条 1 項） 債務者が一定の金額を支払う旨（同項 1 号） ア．支払約束文言は固定。例：「債務者は、債権金額を債権者へ支払います。」 イ．円建てのみを取り扱うものとする。</p> <p>支払期日（同項 2 号） ア．「支払期日： 年 月 日」。確定日以外の記録は行わない。 イ．非営業日が記録された場合に備えて、「支払期日」欄に固定文言として「支払期日がでんさいネットの業務規程第 条に規定する一定の日に当たる場合は、翌営業日を支払期日とします。」と記録。 ウ．分割払いの記録は認めない取扱いとする。</p> <p>債権者の氏名 / 名称・住所（同項 3 号） 法人代表者の氏名の記録は、債権記録以外の記録事項として記録。</p> <p>債権の不可分の旨 / 可分の場合は各債権額（同項 4 号） 連帯債権等、債権者を 2 人以上とする記録は認めない。</p>	<p>業務規程において、一定の日を定義し、左記の扱いとする。</p> <p>分割払いについては、支払期日ごとの債権とすることで対応可能。</p> <p>相続割合に応じて、複数相続人が相続する場合、相続人全員の利用者登録を前提にして、相続人代表者が分割譲渡</p>

項目	内容	備考
	<p>債務者の氏名 / 名称・住所 (同項 5 号) 法人代表者の氏名の記録は、債権記録以外の記録事項として記録。</p> <p>債務の不可分・連帯債務の旨 / 可分の場合は各債務額 (同項 6 号) 連帯債務等、債務者を 2 人以上とする記録は認めない。</p> <p>記録番号 (同項 7 号) 「 4 . 決済 (5) 支払指図電文 (為替電文)」参照</p> <p>電子記録の年月日 (同項 8 号) ア . 発生記録時点を系統的に記録。 イ . 請求時に将来日付の指定があった場合には、当該日を記録。</p> <p>任意的記録事項 (法 16 条 2 項) 口座間送金契約等支払方法 (債権者・債務者口座の記録等) ア . 決済方法は、原則「口座間送金決済」とすることとし、本事項には、次の固定文言を記録する : 「この債権は、業務規程で定める場合を除き、電子記録債権法第 62 条に規定する口座間送金決済の方法により支払います。」 イ . 口座間送金決済を行うための必要な口座関係情報として、指定金融機関名 (および金融機関コード)、支店名 (および支店コード)、口座種別、口座番号、口座名義を発生記録請求情報および発生記録事項とする。</p> <p>法 64 条契約 記録事項としない。 その他支払方法の定め 利息、遅延損害金、違約金 期限の利益喪失 相殺、代物弁済 弁済充当の指定 上記 ~ は記録事項としない。</p> <p>善意取得条項 (法 19 条) 不適用の定め 記録事項としない。</p> <p>債権者・債務者の属性 (個人事業者) 個人事業者の場合はその旨を必須とする。</p> <p>抗弁切断条項 (法 20 条) の不適用の定め</p>	<p>の記録を請求するものとする。</p> <p>相続時に、相続人代表者の請求により債務者名を (利用者である) 相続人名への変更記録を認める (ただし、債務は不可分のままとする)。</p> <p>非銀行営業日の電子記録債権の発生を許容する。</p> <p>口座に関する記録事項は、請求時に請求事項として利用者 D B からの自動入力。</p> <p>当事者合意の支払方法を記録事項とはしないこととする。</p>

項目	内容	備考
	<p>対抗できる抗弁の定め 上記 および は記録事項としない。 譲渡記録・保証記録・分割記録等の不可、回数制限、その他の制限の定め ア．当事者合意にもとづく譲渡記録不可とする記録は行わない。 イ．譲渡先を特定先に制限する記録は行わない。ただし、参加金融機関を譲渡先として限定する記録は認め、また、参加金融機関が譲渡を行う場合は譲渡先の制限を設けない。 ウ．譲渡記録・保証記録・分割記録については、当事者合意にもとづく回数制限の記録は行わない。 債権者 - 債務者間の通知方法 記録事項としない。 債権者 - 債務者間の紛争解決方法 記録事項としない。 電子債権記録機関による保証記録・質権設定記録・分割記録の不可・制限、譲渡記録の回数等の制限 質権設定記録不可は固定。</p> <p>法定事項以外の記録事項 債権者・債務者の利用者番号 債権者・債務者が法人の場合は、代表者の氏名</p>	
3 - 3 . 記録請求 (譲渡記録請求) (1) 譲渡記録概要	<p>電子記録債権を他の利用者に譲渡するには、譲渡記録を行うことを要する。</p> <p>譲渡記録請求は、原則として譲受人になろうとする者を債権者、譲渡人を保証人とする保証記録請求を併せて行うこととする(但し、保証記録を要しない場合には、譲渡人の判断で保証記録請求なしに譲渡記録請求を行うこともできる)。</p> <p>譲渡可能回数の上限は設けない。</p>	<p>手形の裏書譲渡と同様の効果を電子記録債権に付与するために、原則として譲渡記録請求に保証記録請求を付加する。</p>
(2) 譲渡記録請求の方法・手順	<p>譲渡記録請求における双方請求の方法・手順は、発生記録請求の債務者請求方式にしたがう。</p>	<p>請求手順については別紙 3 - 4 参照。</p>

項目	内容	備考
	<p>譲渡記録請求は、原則として譲渡人から譲渡記録請求および保証記録請求（以下、譲渡記録請求等）を併せて、指定参加金融機関に行うこととする（保証記録を要しない場合には、譲渡人の判断で保証記録請求なしに譲渡記録請求を行うこともできる）。</p> <p>譲渡記録および保証記録（以下、譲渡記録等）とともに譲渡人の請求をもって記録する。譲受人が当該譲渡記録等に異議があるときに当該譲渡記録等を削除する必要があるため、譲渡記録等に解除条件付「変更記録請求」が含まれる。</p> <p>二重譲渡の問題を生じさせないために、譲渡記録請求があった時点で当該債権記録に対する他の記録請求を受け付けないこととする。</p> <p>当該譲渡記録における譲受人は、電子記録の通知後5銀行営業日以内であれば削除のための（単独の）変更記録を行うことができるが、その期間内に譲渡を受けた電子記録債権を他の利用者に譲渡することもできる（その場合、譲渡記録の削除のための変更記録請求は、5銀行営業日期間内であっても行うことができなくなる。）</p> <p>譲受人【になろうとする者】が譲渡人の保証記録を必要としない場合は、譲渡記録のでんさいネットからの通知後5銀行営業日以内に譲受人単独で当該保証記録の削除にかかる変更記録請求を行う。</p> <p>譲受人になろうとする者は、予めでんさいネットに登録した利用者からの譲渡記録請求以外は自動拒否する機能（指定許可機能）を利用することができる。</p> <p>本機能の採用可否は各参加金融機関のオプションの取扱い。</p>	<p>保証記録請求の要否にあたっての、保証意思の確認方法は利用者と指定参加金融機関の間のインターフェースによる対応とするが、特段指定がない限り、保証記録請求も同時に取扱うことを原則とする。</p> <p>書面、FAX等で請求を受付ける場合の書面レイアウトは参加金融機関で独自に定めることとする。</p> <p>譲渡記録請求（含む予約）において、譲受人になろうとする者が、譲渡記録請求等の諾否の判断を行うために、業務規程等における包括的な同意のもとで、譲渡記録請求等があった時点で譲受人は対象電子記録債権の開示請求を行うことができるものとする。</p>
(3) 譲渡記録請求事項	<p>譲渡人は、譲渡記録請求等を行うにあたり、譲受人になろうとする者の利用者番号等および譲渡等対象債権の記録番号をでんさいネットに提供するものとする。</p> <p>上記請求を受領したでんさいネットは、利用者DB等を利用して、法第6条および政令第1条の記録請求があったものとして取扱い、請求受付簿に記録する。</p>	

項目	内容	備考
	<p>記録請求事項は以下のとおり。</p> <p>(譲渡記録請求)</p> <p>電子記録債権の譲渡をする旨 固定文言を設定。 譲渡人が電子記録義務者の相続人であるときは、譲渡人の氏名および住所 譲渡記録請求時に譲渡人が情報を提供 譲受人の氏名 / 名称・住所 譲渡記録請求時に譲渡人が指定。 譲受人の口座情報 利用者 DB から自動入力。 譲受人の属性 利用者 DB から自動入力。 譲渡人 - 譲受人間の紛争解決方法 記録事項としない。 譲渡人の利用者番号 譲渡記録請求時に指定。 譲渡人の代表者名 利用者 DB から自動入力。 譲受人の利用者番号 譲渡記録請求時に指定。 譲受人の代表者名 利用者 DB から自動入力。</p> <p>(保証記録請求)</p> <p>保証する旨 固定文言を設定。 保証人の氏名 / 名称・住所 譲渡等記録請求時に譲渡人が指定。 主たる債務者の氏名 / 名称・住所、その他主たる債務を特定するために必要な事項 譲渡等対象債権記録から転記 保証人の属性 利用者 DB から自動入力。 債権者 - 保証人間の紛争解決方法</p>	

項目	内容	備考
	記録事項としない。 保証人（譲渡人）の利用者番号 譲渡等記録請求時に指定 保証人（譲渡人）の代表者名 利用者DBから自動入力。	
(4) 譲渡記録事項	<p>【譲渡記録】</p> <p>必要的記録事項（法 18 条 1 項） 電子記録債権の譲渡をする旨（同項 1 号） 譲渡文言は固定。例：「この債権を譲渡します。」 譲渡人が電子記録義務者の相続人であるときは、譲渡人の氏名および住所（同項 2 号） ア．でんさいネットが債権者である被相続人の死亡を知り、「利用継続届」が提出された後、相続人全員の同意をもって譲渡記録を請求することができることとする。 イ．相続協議が終了し、当該電子記録債権を相続した相続人が存する場合、相続人が利用者たる第三者に譲渡することを希望したときは、本項目に当該相続人の氏名・住所を記録することとする。 ウ．当該電子記録債権を相続した相続人が、継続してでんさいネットを利用することを希望するときは、当該相続人が利用者の資格を有することを前提に、当該相続人から、相続人自身の名義に譲渡する譲渡請求を認め、本項目に当該相続人の氏名・住所を記録することとする。 譲受人の氏名 / 名称・住所（同項 3 号） 利用者DBから自動入力。 電子記録の年月日（同項 4 号） ア．譲渡記録時点を系統的に記録 イ．請求時に将来日付の指定があった場合には、記録が成立した当該日を記録。</p> <p>任意的記録事項（法 18 条 2 項） 譲受人の口座情報（同項 1 号） 利用者DBから自動入力。 譲渡人の属性（同項 2 号） 利用者DBから自動入力。</p>	<p>相続人が複数ある場合においては、相続人の代表者の住所、氏名のみを記載し、相続人全員の氏名、住所は別管理簿に記録。</p>

項目	内容	備考
	<p>譲渡人 - 譲受人間の通知方法（同項 3 号） 記録事項としない。</p> <p>譲渡人 - 譲受人間の紛争解決方法（同項 4 号） 記録事項としない。</p> <p>その他法定外の記録</p> <p>譲受人の利用者番号 譲渡人が譲渡請求時に指定。</p> <p>譲受人の代表者名 利用者 D B から自動入力。</p> <p>【保証記録】</p> <p>必要的記録事項（法 32 条 1 項） 保証する旨（同項 1 号） 保証文言は固定。例：「この債権を保証します」 保証人の氏名 / 名称・住所（同項 2 号） 譲渡人の氏名 / 名称・住所と同じ。 主たる債務者の氏名 / 名称・住所、その他主たる債務を特定するために必要な事項（同項 3 号） 債権原簿（譲渡・保証対象債権の発生記録）から自動転記。 電子記録の年月日（同項 4 号） ア．譲渡記録時点を系統的に記録 イ．請求時に将来日付の指定があった場合には、記録が成立した当該日を記録。</p> <p>任意的記録事項（法 32 条 2 項） 以下の事項については、を除き記録事項としない。 保証の範囲を限定する旨の定めをするときは、その定め（同項 1 号） 遅延損害金、違約金（同項 2 号） 相殺、代物弁済（同項 3 号） 弁済充当の指定（同項 4 号） 保証人の属性（同項 5 号） 利用者 D B から自動入力。 抗弁切断条項（20 上）の不適用の定め（同項 6 号）</p>	

項目	内容	備考
	<p>対抗できる抗弁の定め（同項7号） 債権者 - 保証人間の通知方法（同項8号） 債権者 - 保証人間の紛争解決方法（同項9号）</p> <p>その他法定外の記録 保証人（譲渡人）の利用者番号 譲渡記録等請求時に自動的に記録 保証人（譲渡人）の代表者名 利用者DBから自動入力。</p>	
<p>3 - 4 記録請求(保証記録請求(譲渡記録に随伴しない場合)) (1) 保証記録概要</p>	<p>電子記録債権に係る債務を保証するために、保証記録を行うことができることとする。</p>	
<p>(2) 保証記録請求の方法・手順</p>	<p>保証記録請求は、債権者から保証記録請求を指定参加金融機関に行うこととする（前掲3 - 1(2)「権利者からの請求による場合」にしたがう）。</p> <p>保証記録の請求にあたっては、債務者の同意は要しないこととする</p> <p>保証人になろうとする者が、保証記録請求の承諾、否認の判断を行うために、業務規程等における包括的な同意のもとで、債権者が開示請求した当該債権の情報を保証人になろうとする者に提供することとする。</p> <p>指定参加金融機関から保証記録請求の通知を受領した保証人になろうとする者は、5銀行営業日以内に承諾するか、否認するか指定参加金融機関に通知することとする。なお、5銀行営業日以内に承諾または否認、いずれの通知も受領しなかった指定参加金融機関は、保証人となろうとする者から否認の通知を受領したものとみなす。</p> <p>保証人になろうとする者は、予めんさいネットに登録した債権者からの保証記録請求以外は自動拒否する機能（指定許可機能）を利用することができる。</p>	<p>手順については別紙 3 - 5 参照。</p>

項目	内容	備考
	本機能の採用可否は各参加金融機関のオプションの取扱い。	
(3) 保証記録請求事項	<p>債権者は、保証記録請求を行うにあたり、保証人になろうとする者の利用者番号、および保証対象債務の記録番号をでんさいネットに提供するものとする。</p> <p>上記請求を受領したでんさいネットは、利用者 DB 等を利用して、法第 6 条および政令第 1 条の記録請求があったものとして取扱い、請求受付簿に記録する。</p> <p>記録請求事項は以下のとおり。 保証する旨 固定文言を設定。 保証人の氏名 / 名称・住所 保証記録請求時に債権者が指定。 主たる債務者の氏名 / 名称・住所、その他主たる債務を特定するために必要な事項 保証対象債権記録から転記 保証人の属性 利用者 D B から自動入力。 債権者 - 保証人間の紛争解決方法 記録事項としない。 保証人の利用者コード 保証記録請求時に債権者が指定。 保証人の代表者名 利用者 D B から自動入力。 債権者の利用者コード 保証記録請求時に指定。 債権者の代表者名 利用者 D B から自動入力。</p>	詳細は、後掲「(4) 保証記録事項」を参照。
(4) 保証記録事項	<p>必要的記録事項（法 32 条 1 項） 保証する旨（同項 1 号） 保証文言は固定。例：「この債務を保証します」 保証人の氏名 / 名称・住所（同項 2 号） 利用者 D B から自動入力。</p>	

項目	内容	備考
	<p>主たる債務者の氏名 / 名称・住所、その他主たる債務を特定するために必要な事項（同項 3 号）</p> <p>ア．債権原簿（保証対象債権の発生記録）から自動転記</p> <p>イ．保証記録の対象となる債務は、発生記録における債務者の債務に限定する。</p> <p>電子記録の年月日（同項 4 号）</p> <p>ア．保証記録時点を系統的に記録</p> <p>イ．請求時に将来日付の指定があった場合には、当該日を記録。</p> <p>任意的記録事項（法 32 条 2 項）</p> <p>保証の範囲を限定する旨の定めをすることは、その定め（同項 1 号）</p> <p>記録事項としない。</p> <p>遅延損害金、違約金（同項 2 号）</p> <p>記録事項としない。</p> <p>相殺、代物弁済（同項 3 号）</p> <p>記録事項としない。</p> <p>弁済充当の指定（同項 4 号）</p> <p>記録事項としない。</p> <p>保証人の属性（同項 5 号）</p> <p>利用者 D B から自動入力。</p> <p>抗弁切断条項（20 上）不適用の定め（同項 6 号）</p> <p>記録事項としない。</p> <p>対抗できる抗弁の定め（同項 7 号）</p> <p>記録事項としない。</p> <p>債権者 - 保証人間の通知方法（同項 8 号）</p> <p>記録事項としない。</p> <p>債権者 - 保証人間の紛争解決方法（同項 9 号）</p> <p>記録事項としない。</p> <p>その他法定外の記録</p> <p>保証人の利用者コード</p> <p>保証記録請求時に債権者が指定。</p> <p>保証人の代表者名</p> <p>利用者 D B から自動入力。</p> <p>債権者の利用者コード</p>	<p>電子記録保証債務および特別求償権に係る債務については、保証記録の対象とする債務としない。</p>

項目	内容	備考
	<p>保証記録請求時に自動に入力する。 債権者の代表者名 利用者DBから自動入力。</p>	
(5) 特別求償権 特別求償権の概要	<p>保証記録に記録されている保証人が、発生記録に記録されている主たる債務者に代わり債務を弁済した場合に、当該保証人が取得する求償権。</p> <p>求償対象は、以下のとおり。 主たる債務者 弁済した保証人が保証人となる前に、当該保証人を債権者として当該主たる債務と同一の債務を主たる債務とする保証記録をしていた他の保証人 当該主たる債務と同一の債務を主たる債務とする他の保証人（および弁済した保証人が記録されている保証記録における債権者であったものを除く）</p>	
特別求償権の発生	<p>特別求償権は、支払等記録において、支払等をした者（法第24条1項4号）に保証記録に記録された保証人が記録されることによって発生する。</p> <p>電子記録債権の弁済は、債権者 - 債務者間の口座間送金決済が優先的に取扱われることとし、債権者 - 保証人間の弁済による支払等記録は、支払不能通知があることを前提に支払期日以降可能とする。 ただし、債務者の破産手続開始決定があった場合またはその他参加金融機関が認める場合により口座間送金決済を行わないときには、債権者 - 保証人間の弁済による支払期日前の支払等記録を可能とする。 なお、その他参加金融機関が認める場合については、判断を行うための一定の指針を今後作成することとする。</p> <p>債権者から保証人に行う弁済請求は、債権者から保証人に対して直接行うこととする。</p> <p>債権者からの弁済請求に応じて保証人が弁済を履行した場合、支</p>	<p>電子記録保証債務の弁済にかかる支払等記録は、主たる債務全額に限り認めることとする（弁済有無の事実関係につきでんさいネットの確認までは不要）。</p>

項目	内容	備考
	<p>払等記録の請求は、債権者単独請求に加え、保証人からの請求について債権者の承認を得る方法のいずれも選択可とする。</p>	<p>債権者の承諾または債権者からの支払等記録の請求があることから、保証人の弁済の事実確認書面は不要とする。</p>
<p>特別求償権の取扱い</p>	<p>特別求償権については、支払等記録以外の記録請求は認めないこととする。</p> <p>特別求償権は、支払等記録の支払等をした者(法第24条1項4号)に主たる債務者が記録されることによって消滅する。</p>	<p>主たる債務の求償権という特別求償権の趣旨に鑑み、支払等記録以外の記録請求の対象外とする。</p>
<p>3 - 5 . 記録請求(分割記録請求) (1) 分割記録概要</p>	<p>分割記録は、常に譲渡記録と一体として取扱うものとする。利用者から譲渡記録請求を伴わない分割記録請求はできないこととする。</p> <p>特別求償権の分割は認めないこととする。</p> <p>分割債権記録の最低債権金額は1万円とする。なお、分割記録の結果、原債権記録の債権金額が1万円未満になることは可とする。</p> <p>支払期日以降の分割記録請求は許容しない(ただし、でんさいネットによる単独の分割記録を除く。)</p>	
<p>(2) 分割記録請求の方法・手順</p>	<p>分割記録請求は、債権者の単独請求のみとする。併せて行う譲渡請求の取扱いは、前掲3 - 3 (2)を参照。</p> <p>分割記録請求は、分割債権記録に債権者として記録される者から行う。分割記録は譲渡記録と一体として取扱うことから、あわせて譲渡記録請求を行うものとする。</p> <p>分割記録請求の撤回は認めない。</p> <p>分割記録と合わせて請求する譲渡記録について、譲受人になろうとする者が否認して譲渡が成立しなかった場合においても、分割記録は成立するものとする(債権者は原債権記録の債権者のままとする)。</p>	<p>手順については別紙 3 - 6 参照。</p> <p>将来日付の分割および譲渡記録請求(予約)において、分割および譲渡記録請求等の諾否の判断を行うために、業務規程等における包括的な同意のもと、分割および譲渡記録請求等があった時点で、譲受人になろうとする利用者は原債権記録の開示請求を行うことができるものとする。</p>

項目	内容	備考
	<p>複数件一括して分割にかかる記録請求（一つの原債権を繰り返し分割するケース、複数の債権を分割するケース）を行う場合、一括請求の中に原債権記録の譲渡を含めることを許容する。</p> <p>複数件一括の記録請求は、請求の先頭から順次記録請求を実施する。</p> <p>予約の分割譲渡記録請求が否認された場合、予約ではない分割譲渡記録請求が否認された場合と同様、譲渡記録請求のみが取り消され、分割記録請求は存続する。</p>	
(3) 分割記録請求事項	<p>分割記録請求時の請求事項は以下のとおり。</p> <p>分割記録請求に係る請求事項</p> <p>ア．法定の請求事項（法6条、令1条8号）</p> <p>(ア) 請求者提供情報</p> <p> a．原債権記録の記録番号。</p> <p> b．分割債権記録の金額（法44条1項3号）</p> <p> 1万円未満の分割債権記録の債権金額は許容しない。また、同時に複数の分割記録請求を行う場合、請求時に、分割後の原債権記録および分割債権記録の合計金額が分割前の分割元債権記録における金額を超えないよう、システムチェックを行う。</p> <p>(イ) 転記情報</p> <p> a．請求者たる債権者の氏名／名称・住所（令1条1号）代表者氏名（法人の場合に限る。令1条2号）</p> <p> 債権者の利用者番号等をキーとして、利用者DBから自動入力する。</p> <p> b．債務者の氏名／名称（法44条1項3号）</p> <p> 原債権記録の記録番号をキーとして、原債権記録から転記する。</p> <p>イ．法定外の請求事項</p> <p> ・債権者の利用者番号：請求者から提供。</p>	

項目	内容	備考
	<p>譲渡記録請求に係る請求事項 (「譲渡記録」参照)</p> <p>利用者DBおよび原債権記録に記録されている情報は、利用者DBおよび原債権記録から転記することとし、個別の情報提供は要しないものとして取扱う。</p>	
(4) 分割記録事項	<p>【分割債権記録】 分割債権記録事項(法44条1項) 原債権記録から分割をした旨(1号) 分割文言は固定とする(例:「この債権は、原債権記録から分割をしたものです。」) 原債権記録/分割債権記録の記録番号(2号) ア. 原債権記録の記録番号は、発生記録または分割債権記録から転記する。 イ. 分割された分割債権記録の記録番号は、自動的に付番。 発生記録における債務者であって分割債権記録に記録されるものが一定の金額を支払う旨(3号) ア. 支払約束文言は固定とする。(例:「債務者は、債権金額を債権者へ支払います」) イ. 債務者名は、発生記録から転記する。 債権者の氏名・住所(4号) ・発生記録ないし譲渡記録から、もしくは利用者DBから転記とする。 電子記録の年月日(5号) ア. 分割記録時点を系統的に記録する。 イ. 請求時に将来日付の指定があった場合には、当該日を記録する。</p> <p>分割記録に伴う記録事項(法45条1項) 転写記録(1号) ア. 転写事項は以下のとおりとする。 (ア) 原債権記録の発生記録に関する事項のうち、以下の項目。 a. 支払期日</p>	<p>分割記録債権の記録番号には、発生記録の記録番号を加味したものを付番する。</p>

項目	内容	備考
	<p>b . 債務者の氏名 / 名称 ・ 住所</p> <p>c . 口座間送金契約等支払方法（債務者口座および債権者口座の指定金融機関名（コード）支店名（コード）口座種別、口座番号、口座名義）</p> <p>d . 債権者 ・ 債務者の属性（個人事業者の場合は必須）</p> <p>e . 電子記録債権による保証記録 ・ 質権設定記録 ・ 分割記録不可、制限の定め</p> <p>f . 譲渡記録の制限の定め</p> <p>(イ) 原債権記録中の最終譲渡記録</p> <p>(ウ) 原債権記録の保証記録に関する事項</p> <p>a . 保証をする旨</p> <p>b . 保証人の氏名 / 名称 ・ 住所</p> <p>c . 主たる債務者の氏名 / 名称 ・ 住所、その他主たる債務者を特定するために必要な事項</p> <p>d . 電子記録の年月日</p> <p>e . 保証の範囲を限定する旨の定め（一部保証の禁止等）</p> <p>f . 保証人の属性</p> <p>(I) 信託の電子記録 後掲 3 - 7 . (3) 参照。</p> <p>イ . 転写文言 固定（「この記録は、原債権から転写したものです。」）とする。</p> <p>ウ . 転写の年月日 転写時点とする。</p> <p>分割払の場合の支払期日（2号） 記録事項としない。</p> <p>分割払の場合の期日ごとの支払額（3号） 記録事項としない。</p> <p>記録可能回数（4号） 記録事項としない。</p> <p>【原債権記録】</p>	

項目	内容	備考
	<p>原債権記録に記録する分割記録事項（法 44 条 2 項） 分割をした旨（1号） 分割文言は固定とする（例：「この債権を次のとおり分割しました」）。</p> <p>分割債権記録の記録番号（2号） 分割債権記録から転記する。</p> <p>電子記録の年月日（3号） 記録時点とする。</p> <p>分割記録に伴う原債権記録への記録事項（法 46 条 1 項） 削除事項（1号） 以下の項目を削除するものとする。 金額</p> <p>分割後の残額（2号） 分割後の金額については、発生記録の金額から分割債権記録に記録された金額を控除し、記録する。</p> <p>分割払の場合の支払期日（3号） 記録事項としない。</p> <p>分割払の場合の期日ごとの支払額（4号） 記録事項としない。</p> <p>記録可能回数（5号） 記録事項としない。</p>	
<p>3 - 6 . 変更記録請求 (1) 変更記録請求概要</p>	<p>変更記録請求は、以下のケースに分類し、請求方法について定める。</p> <p>利用者 DB の登録事項の変更に伴うケース 上記 以外で当事者の意思にもとづくケース</p> <p>上記 のケースにおける変更記録請求は、法 29 条 4 項前段にもとづくものとして、業務規程に定めることにより、一当事者の単独請求によって行うものとして取り扱う。</p>	<p>利用者 DB においては、変更履歴を保持することとする。</p> <p>執行裁判所による電子記録債権譲渡命令等にもとづく変更記録は、強制執行等の記録の取扱いに定めるところによる。</p>
<p>(2) 変更記録請求 利用者 DB の登録事項の変更</p>	<p>利用者 DB の登録事項の変更に伴って、関連する債権記録上の事項を変更記録の手続により変更する。この変更記録請求の手続は、次</p>	

項目	内容	備考
に伴うケース	<p>の事項の場合に行う。 氏名・名称 住所 決済口座 決済口座の変更は、入金先の口座（債権者の口座）により振込手数料が異なるなどの事情の相違が考えられるが、そもそも債務者サイドで債権者を限定できないことが通常であり、譲渡に伴い債権者口座も変更されるので、債務者、債権者いずれの決済口座の変更も、債務者、債権者いずれの利益又は不利益にならないとして、利用者 DB の変更となって、単独請求で変更可能とする。</p> <p>参加金融機関に店舗統廃合が生じた場合については、金融機関・店舗のチェック機能または口座情報の一括変更機能により対応する。</p> <p>この変更記録請求は、以下の手順により行う。 利用者 DB に登録されている情報のうち、上記 ~ のいずれかを 変更するために、指定参加金融機関を通じて、でんさいネットに 対して変更記録請求を行った場合は、当該事項が記録されている 電子債権記録についても変更記録請求があったものとして受け付 ける。</p> <p>変更記録請求事項は以下のとおりとして、利用者 DB 登録事項変更 において受け付けた内容による。</p> <p>ア．対象となる債権記録 (ア) 対象となる債権記録は、利用者 DB 登録事項の変更記録請求 事項が記録されている債権記録で、業務規程に定める範囲の 記録について指定があったものとして取り扱う。 (イ) 業務規程上は、「当該利用者に係る利用者 DB の登録事項に ついて変更記録があった場合には、当該利用者に係る債権記 録の記録事項についても、変更記録請求がなされたものとみ なす」との規定を置いたうえで、対象記録をただし書で限定。 (ウ) 請求上は、対象債権を検索して、当該債権記録の記録番号 を明示する。</p>	<p>利用者 DB 登録事項の変更に伴う債権 記録の変更範囲は、当該利用者 DB で 検索された範囲に限定される。検索外 となり変更漏れが生じた場合、当該利 用者の責任として取り扱う。</p>

項目	内容	備考
	<p>イ．変更する記録事項 (ア) 利用者 DB 登録事項変更において受け付けた内容による。 (イ) 「債権記録番号 XXXX 【 記録】【氏名・名称 / 住所 / 決済口座】」。</p> <p>ウ．変更する旨 変更する旨の固定文言。</p> <p>エ．変更原因 以下の変更原因から利用者が選択する。 【商号・名称変更】 【住所移転・住居表示変更】 【決済口座変更】 【合併による変更】 【会社分割による変更】 【相続による変更】 【その他】(テキスト入力)</p> <p>オ．変更後の内容 利用者 DB 登録事項変更において受け付けた内容による。</p> <p>の変更記録請求を受け付けたでんさいネットは、 のア～オの記録を行う。</p> <p>でんさいネットは、 の記録を行ったときは、指定参加金融機関に通知する。 利用者 DB の登録事項を変更した際の通知先は当人のみとし、関係者への通知は行わないこととする。</p> <p>主たる債務者の支払いによる支払等記録がなされている債権記録に対しては利用者 DB の変更内容を反映しない。</p>	
当事者の意思にもとづくケース	このケースは、「 利用者 DB の登録事項の変更に伴うケース」以外の場合、変更しようとする事項の記録について利害関係を有する利用者（以下、「利害関係人」という）全員の請求による。	

項目	内容	備考															
	<p>対象となる記録について、変更する記録事項と法 29 条 1 項の利害関係人は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="678 368 1489 1270"> <thead> <tr> <th data-bbox="678 368 734 467">記録</th> <th data-bbox="734 368 1070 467">変更する記録事項</th> <th data-bbox="1070 368 1489 467">利害関係人の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="678 467 734 663">発生</td> <td data-bbox="734 467 1070 663"> ア．支払期日 イ．債権金額 ウ．債務者名(債務者自身の変更) エ．債権者名(債権者自身の変更) </td> <td data-bbox="1070 467 1489 663"> 当該発生記録から支払等記録に至るまでのすべての電子記録に記録された者(ただし、譲渡記録において保証人とならなかった譲渡人を除く) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 663 734 860">支払等</td> <td data-bbox="734 663 1070 860"> ア．支払等金額 イ．支払等があった日 ウ．支払等をした者 エ．支払等の正当事由 </td> <td data-bbox="1070 663 1489 860"> <ul style="list-style-type: none"> ・債権者であった者 ・当該支払等記録の時点で対象となった債権の債務者であった者、保証記録上の保証人であった者 ・支払等をした者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 860 734 1011">保証</td> <td data-bbox="734 860 1070 1011"> 保証人名(保証人自身の変更) </td> <td data-bbox="1070 860 1489 1011"> <ul style="list-style-type: none"> ・当該保証の対象となった債権の債務者 ・当該保証後に債権者となった者 ・その他の保証人 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 1011 734 1270">分割</td> <td data-bbox="734 1011 1070 1270"> ア．分割債権記録の支払金額 イ．分割債権記録の支払期日 ウ．債権者名(債権者自身の変更) </td> <td data-bbox="1070 1011 1489 1270"> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者、および当該分割債権記録から支払等記録に至るまでのすべての電子記録に記録された者(当該分割債権記録にかかる譲渡記録、保証記録等。ただし、譲渡記録において保証人とならなかった譲渡人を除く) ・原債権記録の保証人 </td> </tr> </tbody> </table> <p>分割記録に伴う分割債権記録への記録により転写された電子記録の変更については、その記録に応じ上記に準じて取扱う。</p>	記録	変更する記録事項	利害関係人の範囲	発生	ア．支払期日 イ．債権金額 ウ．債務者名(債務者自身の変更) エ．債権者名(債権者自身の変更)	当該発生記録から支払等記録に至るまでのすべての電子記録に記録された者(ただし、譲渡記録において保証人とならなかった譲渡人を除く)	支払等	ア．支払等金額 イ．支払等があった日 ウ．支払等をした者 エ．支払等の正当事由	<ul style="list-style-type: none"> ・債権者であった者 ・当該支払等記録の時点で対象となった債権の債務者であった者、保証記録上の保証人であった者 ・支払等をした者 	保証	保証人名(保証人自身の変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該保証の対象となった債権の債務者 ・当該保証後に債権者となった者 ・その他の保証人 	分割	ア．分割債権記録の支払金額 イ．分割債権記録の支払期日 ウ．債権者名(債権者自身の変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者、および当該分割債権記録から支払等記録に至るまでのすべての電子記録に記録された者(当該分割債権記録にかかる譲渡記録、保証記録等。ただし、譲渡記録において保証人とならなかった譲渡人を除く) ・原債権記録の保証人 	<p>債権者名・債務者名・保証人名の変更については、会社組織変更、相続場面などに限定して行うこととする。</p> <p>1万円を割り込む債権金額への変更記録請求は不可とする。</p> <p>について一部支払があった場合、変更記録ではなく支払等記録により対応する(利害関係者宛の通知は不要)。</p> <p>支払等記録の取消の変更記録の請求可能期間は、最後の記録日から3年間までとする。</p> <p>債務者側参加金融機関に対する決済情報の提供日から支払等記録の確定日までは変更記録請求を受け付けない。</p> <p>利害関係人がいる場合における、支払期日変更に伴う変更後の支払期日は、当該変更記録請求日(当該利害関係人全員の承諾があった日)から3銀行営業日目以降、かつ発生記録の電子記録年月日から1年後の応答日以内の範囲内のみ指定可能とする。</p>
記録	変更する記録事項	利害関係人の範囲															
発生	ア．支払期日 イ．債権金額 ウ．債務者名(債務者自身の変更) エ．債権者名(債権者自身の変更)	当該発生記録から支払等記録に至るまでのすべての電子記録に記録された者(ただし、譲渡記録において保証人とならなかった譲渡人を除く)															
支払等	ア．支払等金額 イ．支払等があった日 ウ．支払等をした者 エ．支払等の正当事由	<ul style="list-style-type: none"> ・債権者であった者 ・当該支払等記録の時点で対象となった債権の債務者であった者、保証記録上の保証人であった者 ・支払等をした者 															
保証	保証人名(保証人自身の変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該保証の対象となった債権の債務者 ・当該保証後に債権者となった者 ・その他の保証人 															
分割	ア．分割債権記録の支払金額 イ．分割債権記録の支払期日 ウ．債権者名(債権者自身の変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者、および当該分割債権記録から支払等記録に至るまでのすべての電子記録に記録された者(当該分割債権記録にかかる譲渡記録、保証記録等。ただし、譲渡記録において保証人とならなかった譲渡人を除く) ・原債権記録の保証人 															

項目	内容	備考
	<p>記録全体の削除のための変更記録請求の場合も上記表の利害関係人の整理により取扱う。</p> <p>求償権の譲渡があった場合には、支払等記録に対する変更記録を行う。</p> <p>強制執行中の債権に関しては、差押債権者を利害関係人に含める。</p> <p>この変更記録請求は、以下の手順により行う。 変更記録請求をしようとする当事者は、上記整理表にもとづき、当該変更記録に係るすべての利害関係人から当該変更記録請求の請求権限に係る委任状を取得する。</p> <p>当該記録にかかる当事者は、でんさいネットに、 の委任状および各利害関係人の指定参加金融機関が発行する本人確認済の証明書を取りまとめて、自己の指定参加金融機関経由で、以下の事項を変更記録請求として提示する。</p> <p>ア．対象となる債権記録および記録 (ア) 対象となる債権記録について、記録番号および記録日を指定し、当該債権記録のうち変更しようとする事項が記録されている記録（発生・支払等・保証・分割）を指定する。</p> <p>イ．変更する記録事項 (ア) 上記ア．(ア)と併せて、次のように指定。 (イ) 「債権記録番号 XXXX 記録 【支払期日等...】」。</p> <p>ウ．変更する旨 変更する旨の固定文言。</p> <p>エ．変更原因 以下の変更原因から利用者が選択する。 【債権内容の変更（利用者属性情報以外）】 【原因契約の解除】 【求償権譲渡】 【その他】（テキスト入力）</p>	

項目	内容	備考
	<p>オ．変更後の内容</p> <p>の変更記録請求を受け付けたでんさいネットは、 のア～オの記録を行う。</p> <p>でんさいネットは、 の記録を行ったときは、すみやかに通知する。通知は、請求当事者と利害関係人に対して行う。</p> <p>以下の条件に合致する変更記録請求については、上記書面による請求によらず、指定参加金融機関を経由したオンライン請求を可能とする。</p> <p>【変更対象項目】 支払期日 金額 譲渡制限の定め 発生記録を削除する旨の変更</p> <p>【変更対象債権の状態】 発生記録（およびそれに付随する信託の記録）以外の電子記録がなされていない電子記録債権（譲渡記録が行われた後に、譲受人から削除の変更記録が行われた状態を含む）。</p>	
3 - 7 . 信託の記録請求 (1) 信託の記録の概要	<p>信託の記録は、参加金融機関となっている信託銀行（含む信託業免許を取得している普通銀行）および信託業免許を取得している利用者を受託者とする場合に限定する。</p> <p>信託機能の利用を希望する上記利用者（あるいは参加金融機関、以下同）は、でんさいネットの承認（および/または指定参加金融機関の承認（参加金融機関ではない利用者の場合））を得る。</p> <p>利用者（参加金融機関が利用者として利用する場合を含む）が信託の受託者として利用する場合は、でんさいネットは、固有財産用と信託の受託者用の両方を区分して利用できるようにする。</p>	
(2) 信託の記録請求の方法・手順	<p>信託の記録請求は、発生記録請求・譲渡記録請求と同時に信託の記録請求があったものとして取り扱う。</p>	

項目	内容	備考
	<p>当該発生記録請求・譲渡記録請求を行う義務者（債務者となろうとする者・譲渡人となろうとする者）は、当該請求にあたって、請求事項の「債権者」・「譲受人」欄に、受託者（となろうとする者）の信託口（信託財産用の利用者番号・口座情報）を指定する。</p> <p>上記の信託口指定がされた発生記録請求・譲渡記録請求があった場合、でんさいネットは、受託者となろうとする者の信託の記録請求があったものとして取り扱い、当該記録請求において提供された情報、当該記録請求における信託口指定に伴う信託の記録請求にかかる情報、および各記録請求の請求受付日時を記載した請求受付簿を作成（規則 27 条および同別表 1）し、記録原簿に当該記録および信託の記録を行う。</p>	<p>左記の譲渡人は、委託者である場合と単なる譲渡人の場合の両方を含む。</p> <p>この場合、債務者・譲渡人となろうとする者に、債権者・譲受人となろうとする者（受託者）が、譲渡記録請求および信託の記録請求を包括委任したものとする（受託者の義務である発生・譲渡記録請求と信託記録請求の同時性の要件（施行令第 3 条第 2 項）を満たす法律構成）。左記の取扱いについて、業務規程等で定める。</p> <p>発生記録請求・譲渡記録請求の一括請求の場合においても同様の取扱いとする。</p>
(3) 信託記録請求事項	<p>発生記録あるいは譲渡記録を受けて、信託記録請求事項は以下のとおり取り扱う。</p> <p>受託者の氏名・名称、住所等 請求者たる受託者にかかる情報（氏名・名称、住所等）は、利用者 DB から転記する。 信託財産に属する電子記録債権等を特定するために必要な事項「債権記録の記録番号」を記入。 信託財産に属する旨 固定文言として「当該債権記録は受託者の信託財産に属する」と記載を行う。</p>	
(4) 信託記録事項	<p>信託記録事項は「(3)信託記録の請求事項」にもとづき、以下のとおり記録する。 信託財産に属する旨 信託財産に属する電子記録債権等を特定するために必要な事項</p>	

項目	内容	備考
	電子記録の年月日（記録時点）	
(5) 信託の記録の削除	<p>信託の記録の削除の取扱いは、以下のとおりとする。</p> <p>譲渡により信託財産に属しないこととなる場合 ア．譲渡人（受託者）から譲渡記録請求が行われた場合、でんさいネットは信託記録の削除の変更記録請求があったものとして取り扱う（受託者の固有財産口へ振替える場合も同様とする）。 なお、譲受人から当該譲渡記録について削除のための変更記録はなされた場合、でんさいネットは信託の記録の回復のための変更記録を併せて行う。 イ．信託財産として、発生記録・譲渡記録された債権が、当該信託に係る合意内容と異なるなどの場合は、債権者・譲受人（受託者）は、発生記録・譲渡記録にかかる削除の変更記録請求可能期間（5銀行営業日）に削除の変更記録請求を行う。当該記録請求が行われた場合は、でんさいネットは信託記録の削除の変更記録請求についても合わせてなされたものとして取り扱う。当該変更記録を行った場合には、譲渡人・債務者および譲受人・債権者に対し、当該変更記録内容を各指定参加金融機関を通じて通知する。</p> <p>支払等記録を行う場合 債権者（受託者）から「支払等記録がなされた場合は、信託記録の削除をする旨の変更記録を行う」という停止条件付の請求を得たうえで、条件に該当した場合には、受託者から信託記録の削除の変更記録請求があったものとみなして取扱う。</p> <p>信託終了・清算時（電子記録が残余財産に含まれている場合） 債権者（受託者）は、帰属権利者ないし委託者への譲渡記録請求を行う。当該記録請求が行われた場合は、信託記録の削除の変更記録請求についても合わせてなされたものとして取り扱う。</p>	<p>帰属権利者に指定されている者が利用者でない場合は認めない取扱い。</p>
3 - 8 .口座間送金決済以外の弁済等による支払等記録請求 (1) 口座間送金決済以外の弁済等による支払等記録概要	<p>でんさいネットにおける電子記録債権についての支払いは、口座間送金決済を基本とし、期日前弁済および期日後弁済が行われた場合には、下記(2)の場合に限って、例外的に利用者は支払等記録請求を行うことができることとする。</p>	

項目	内容	備考
	<p>債務者・電子記録保証人以外の第三者である利用者は、期日後弁済に限って支払等記録を行うことができるものとする。支払等をした第三者には電子記録債権の行使が認められる（弁済による代位）。利用者要件を満たさない債務者・電子記録保証人以外の第三者が支払等を行った場合には、利用者登録を行った後に、当事者請求による支払等記録請求を行う。また、求償権を譲渡する場合には求償権の譲渡に伴う変更記録を必要とする。</p> <p>当事者による支払等記録の請求にあたっては、当事者の請求のみを要件とし、弁済の事実を証明する書面の添付は不要とする。</p>	
(2) 当該支払等記録を行う場合	<p>【期日前弁済】 発生記録の記録事項において口座間送金決済を決済方法とする旨の当事者間合意がなされているが、例外時の対応として、以下の限定付で口座間送金決済以外の支払等記録を行うことができることとする。</p> <p>主たる債務者による期日前弁済（代物弁済を含む）、主たる債務者に係る相殺、混同、免除のいずれかであること（ただし、3 - 4 (5) 特別求償権の発生の場合は保証人による期日前弁済の場合も可） 口座間送金決済のための決済情報提供日（支払期日の2銀行営業日前）より前までに、でんさいネットが支払等記録請求を受け付けた（債務者からの請求の場合は債権者からの承認まで完了すること）こと。 債権金額の全額の弁済等であること。</p> <p>利用者が自ら支払等記録を請求し、記録原簿に記録された場合、決済情報の提供対象外とする。</p> <p>でんさいネットにおける支払等記録請求の受付時限は以下のとおりとする。</p> <p>債務者からの請求（債権者の承諾を要する）：支払期日を含め8銀行営業日前まで</p>	<p>当事者による支払等記録請求の可否及び事由については別紙 3 - 7 参照。</p> <p>期限前に一部金額の弁済を行う場合等の取扱いについては、別紙 3 - 9 参照。</p>

項目	内容	備考
	<p>債権者からの単独請求：支払期日を含め4銀行営業日前まで</p> <p>期日前弁済等を行ったにもかかわらず、当事者による支払等記録請求が受付時限に間に合わなかった場合には、口座間送金決済手続きが行われるものとする。</p> <p>口座間送金決済以外の当事者間での支払いがあったにも関わらず、口座間送金決済手続きがなされた場合の取扱いとして以下が考えられる。</p> <p>依頼返却に類似した取扱い 債務者が債権者の同意書を添付して仕向銀行に振込電文送信停止または組戻しを依頼する。</p> <p>異議申立手続 債務者が事前に2号支払不能事由による振込電文送信停止を仕向銀行に依頼して口座間送金決済を阻止したうえで、異議申立手続を行う。</p> <p>後日当事者間で返金 いったんは口座間送金決済を行ったうえで、後日当事者間で返金の手続きを行う。</p> <p>上記 から をとりえず期日に資金不足の場合 資金不足により支払不能となる。 支払等記録については、支払時限後、当事者から記録請求を行う、または、債務者から債権者に対して、債務不存在確認訴訟を提起する（債務不存在の確定判決をもって、でんさいネットが支払等記録を行う（法5条2項））。</p> <p>【期日後弁済】 支払期日に口座間送金決済を行うことができなかった場合においては、以下により期日後弁済等に基づく支払等記録を行うことができることとする。</p> <p>期日後弁済等に係る支払等記録は、主たる債務者、電子記録保証人、第三者利用者による弁済（代物弁済を含む）相殺、免除、混同に基づく記録請求が行われた場合に受付ける。 利用者以外の第三者が期日後弁済を行った場合は、利用者登録を行った後に、当事者請求による支払等記録請求を行う。</p>	<p>左記により、期日後弁済等に基づく支払等記録を行う場合においても、でんさいネットは、仕向銀行から「1号支払不能」または「2号支払不能」の届出があったものについて「支払不能」の登録を行う（「6.支払不能」参照）。</p> <p>債権者の所在不明等により債務者が弁済等を行うことができない場合、弁</p>

項目	内容	備考
	<p>支払期日の2銀行営業日前からでんさいネットの支払等記録時限までの間に弁済等が行われ、当事者による支払等記録請求があった場合、当該債権について仕向銀行から支払不能の届出がなされていることを前提に請求を受付けるが、その支払等記録は口座間送金決済による支払等記録時限と同時に行う(「6.支払不能」参照)。</p> <p>主たる債務者による弁済等については、債権金額の一部の弁済等による支払等記録請求を受付けることとし、その他の利用者の弁済等については、債権金額の全額の弁済等があった場合に限定して支払等記録請求を受付ける。</p> <p>でんさいネットが支払事由として記録するのは次の2種類とする。</p> <p>□口座間送金決済 □口座間送金決済以外</p>	<p>済供託をすることも可能であるが、でんさいネットに当該事由についての記録は行わない。</p>
<p>(3) 当該支払等記録の請求者および請求の方法</p>	<p>請求可能な支払等記録は以下のとおりとする。</p> <p>債権者が単独で請求する。【支払等記録(債権者請求方式)】 支払者(債務者、電子記録保証人、第三者)が請求し、債権者が承諾する。【支払等記録(支払者請求方式)】</p> <p>1つの電子記録債権について、支払者の支払等記録請求に対して債権者が承認する前に、債権者の単独請求による支払等記録請求が行われた場合は、債権者の単独請求による支払等記録請求が優先することとする。</p> <p>なお、債権者の単独請求による支払等記録請求が行われた場合、支払等記録が行われた旨の通知のみを行い、支払者の支払等記録請求が棄却された旨の別途の通知は行わない。</p> <p>支払等記録請求事項(債権者単独請求の場合)</p> <p>法定の請求事項(法6条、令1条8号) ア. 請求者提供情報 (7) 当該支払等記録がなされることとなる債権記録の記録番</p>	<p>いずれの方式でも、請求者は参加金融機関を通じて、系統的に請求を行う。</p> <p>支払等記録請求の事務フローについては、別紙 3-8-1、3-8-2 参照。</p> <p>債務特定事項(令1条8号、法24条1号)は記録番号で足りるので、他の情報提供は不要。</p>

項目	内容	備考
	<p>号。</p> <p>(イ) 支払等をした金額、その他当該支払等の内容(法 24 条 2 号)。</p> <p>(ウ) 支払等があった日(法 24 条 3 号)。</p> <p>(I) 民法 500 条に定めた正当な利益に係る事由。</p> <p>イ．転記情報</p> <p>(ア) 請求者たる債権者の氏名 / 名称・住所(令 1 条 1 号) 代表者氏名(法人の場合に限る。令 1 条 2 号) 債権者の利用者番号等をキーとして、利用者 D B から自動入力する。</p> <p>(イ) 支払等をした者の氏名 / 名称・住所(法 24 条 4 号) 支払等をした者の利用者番号等をキーとして、利用者 D B から自動入力する。</p> <p>法定外の請求事項 ア．債権者の利用者番号等：請求者から提供 イ．支払等をした者の利用者番号等：請求者から提供</p>	<p>請求者が債務者である場合、債権者に係る情報は不要。</p> <p>支払等をした者が保証人である場合における支払等記録に関する通知は、債務者にも行うこととする。</p>
<p>3 - 9 . 強制執行等の記録請求</p> <p>(1) 強制執行等の記録の概要</p>	<p>でんさいネットは、法令、最高裁規則を踏まえて、でんさいに関する強制執行、滞納処分その他の処分の制限に係る書類の送達を受けたときは、遅滞なく、職権により強制執行等の電子記録を行う。</p>	<p>でんさいネットは、書類の送達を受けて強制執行の記録および強制執行の削除の変更記録を行う。</p>
<p>(2) 一部金額の差押</p>	<p>一部金額の差押があった場合は、業務規程等における利用者の事前同意を前提に、債権者(電子記録債権上の債権者。以下同じ。)から分割記録請求があったとみなして、でんさいネットにおいて差押えられていない部分の分割を行う。</p>	
<p>(3) 強制執行等の記録事項</p>	<p>必要的記載事項(政令 6 条)</p> <p>強制執行等の内容(同条 1 号) 処分制限の理由を記録する。</p> <p>強制執行等の原因(同条 2 号) 裁判所からの差押命令等の日付・発遣番号等を記録する。</p> <p>強制執行等に係る電子記録債権等を特定するために必要な事項(同条 3 号)</p>	<p>「強制執行」、「滞納処分」、その他「仮処分」等の処分制限の理由を記録する。</p>

項目	内容	備考
	<p>ア．差押対象債権番号 イ．強制執行等に係る債務者氏名／名称・住所（債権記録上は債権者） 差押債権者氏名／名称・住所（同条4号） 電子記録の年月日（同条5号）</p> <p>その他法定外の記録</p> <p>差押債権者の代表者名 （以下、差押債権者が利用者である場合） 差押債権者の利用者番号 差押債権者の指定参加金融機関情報（金融機関コード、金融機関名、支店コード、支店名、決済口座種別、決済口座番号）</p>	
(4) 電子記録の禁止	<p>でんさいネットは、「(3) 強制執行等の記録事項」に示す記録を行うとともに、当該債権記録について、利用者から請求があった場合でも、以下の命令・通知（以下、「差押命令等」という。）を受領したときは、法令で認められている電子記録を除き、電子記録を禁止する。</p> <p>民事執行規則 150 条の 10 にもとづく当該債権記録上の電子記録債権への差押命令の送達 民事保全規則 42 条の 2 にもとづく当該債権記録上の電子記録債権への仮差押命令の送達 民事保全規則 45 条の 2 にもとづく当該債権記録上の電子記録債権への仮処分命令の送達 犯罪収益に係る保全手続等に関する規則 11 条の 2 にもとづく当該債権記録上の電子記録債権への没収保全命令の送達 国税徴収法 62 条の 2 にもとづく当該債権記録上の電子記録債権への債権差押通知の送達</p>	
(5) 口座間送金決済等の取扱い	<p>でんさいネットに差押命令等が送達された場合の口座間送金決済および支払等記録については、その送達時期により、以下のとおり取扱う。</p> <p>決済情報作成前に送達された場合</p>	

項目	内容	備考
	<p>ア．決済情報の提供は行わず、口座間送金決済を停止する。 イ．職権による支払等記録は行わない。</p> <p>決済情報提供後～支払期日前日に送達された場合 ア．参加金融機関に対し、口座間送金決済を停止するよう通知する（事務処理上、事前に送金手続を実施している場合には、組戻処理を行う） イ．職権による支払等記録は行わない。</p> <p>支払期日以降に送達された場合 ア．通常どおり、口座間送金決済を実施する。 イ．仕向金融機関から口座間送金決済通知があった場合は、当事者から差押債権者に対抗できる支払等記録請求があったとみなして、支払等記録を行う。</p> <p>支払期日前に債務者に差押命令等が送達された場合は、当該債務者は弁済を禁止されることから、当該債務者は自己の指定参加金融機関に対し、口座間送金決済を停止するよう申し出ることとする。</p> <p>でんさいネットは、口座間送金決済を停止する場合は、当該債権にかかる債務者、債権者、利害関係人に対し、各指定参加金融機関を通じて通知する（当該通知は、当該指定参加金融機関を含む）。</p> <p>でんさいネットは、裁判所からの通知により差押命令等の債務者への送達年月日を確認し、必要に応じて、支払等記録の訂正（取消）または強制執行等の記録を削除する旨の変更記録を行う。</p>	
(6) 電子記録債権譲渡命令等	<p>執行裁判所が、民事執行規則 150 条の 14 第 1 項第 1 号にもとづく電子記録債権譲渡命令の決定を行い、確定した場合には、裁判官書記官の囑託を受けて、でんさいネットは、職権で債権者の変更記録を行う。</p> <p>執行裁判所が、民事執行規則 150 条の 14 第 1 項第 2 号にもとづく電子記録債権売却命令の決定を行い、確定した場合には、執行官等の囑託を受けて、でんさいネットは、職権で債権者の変更記録を行う。</p>	<p>でんさいネットの利用者でない者を債権者とする変更記録を行った場合は、当該者が指定参加金融機関経由で利用者登録を行うまで、記録請求や口座間送金決済等は行うことができないこととする。</p>

項目	内容	備考
	<p>執行裁判所が、民事執行規則 150 条の 15 第 1 項にもとづく電子記録債権の転付命令の決定を行い、確定した場合には、裁判所書記官の囑託を受けて、でんさいネットは、職権で債権者の変更記録を行う。</p> <p>上記の囑託を受けた変更記録にあたっては、変更記録後の当該債権者が利用者である場合には、必要な情報は利用者 DB にもとづき自動変更を行う。なお、指定参加金融機関を複数登録している場合には、当該変更記録にあたって、指定参加金融機関および決済口座について、変更記録後の債権者の届け出るよう通知を行う。</p> <p>上記の変更記録を行った場合には、債務者および当該債権記録にかかる利害関係人に対し、でんさいネットは変更記録内容について通知を行うものとする。</p> <p>でんさいネットは、取立による支払を受けた差押債権者から支払等記録請求があった場合は、支払等記録を行うとともに、執行裁判所に対し支払等記録をした旨を届け出る。</p> <p>債務者が差押に係る債権の全額に相当する金銭を供託した場合は、でんさいネットは、裁判所書記官からの支払等記録請求の囑託を受けて、支払等記録を行う。</p>	<p>囑託時に指定参加金融機関、決済口座の情報について届出が行われるような取扱いが可能か、届出があるまでは、記録請求を受け付けない取扱いとすべきか今後検討（届出前に支払期日が到来した場合の取扱いを含む）。</p>
<p>3 - 10 . 記録の訂正・回復 (1) 電子記録の訂正・回復概要</p>	<p>でんさいネットは以下の場合に電子記録の訂正を行う。</p> <p>電子記録の請求に当ってでんさいネットに提供された情報の内容と異なる内容の記録がされている場合 請求がなければすることができない電子記録が、請求がないのにされている場合 でんさいネットが記録すべき記録事項について、記録すべき内容と異なる内容の記録がされている場合 でんさいネットが記録すべき記録事項について、記録がされていない場合</p>	<p>訂正・回復が必要となる事項の発生要因について、以下の事項が考えられる。</p> <p>事務ミス でんさいネット担当者または指定参加金融機関担当者の入力ミスおよびシステムエラー発生時の処理ミスなどヒューマンエラー ハッキング 悪意を持つ第三者による改ざん</p>

項目	内容	備考
	<p>大規模障害は訂正・回復機能ではなく BCP として整理を行う。訂正・回復機能は、誤登録の補正などの個別の債権レベルの対応とする。</p> <p>でんさいネットは、法第 86 条に定める期間が経過する前に電子記録が消去されたときは、電子記録の回復を行う。</p> <p>法第 86 条に定める期間は以下のとおり。</p> <p>当該債権記録に登録されたすべての電子記録債権に係る債務の全額について支払等記録がされた日または変更記録により債権記録中の全ての記録事項が削除する旨の記録がされた日から 5 年間 債権記録に登録された支払期日または最後の電子記録がされた日のいずれか遅い日から 10 年間</p> <p>でんさいネットは、利用者から記録請求の内容と電子記録の内容に相違がある旨の申出があった場合は、下記の手続に沿って、訂正、回復手続きを行うこととする。</p> <p>利用者から訂正の申出がある場面としては、以下を想定。 でんさいネットから参加金融機関を経由して提供された各電子記録（発生、譲渡等）を行った旨の通知と記録請求内容に相違がある（指定参加金融機関に依頼した記録請求内容と実際に記録された記録内容に相違がある）場合 利用者が開示請求により開示を受けた当該電子記録債権の内容と記録請求内容に相違がある場合。</p>	<p>訂正・回復を要する契機として、この他、参加金融機関の申出やでんさいネットが相違を知りえた場合（例えば、でんさいネットがハッキング情報を取得し、自主点検を行った結果、第三者による電子記録の改ざんを確認したケース、でんさいネットでのオペレーションが正しく行われているかどうかを目的とした、オペレーション結果（届出書類と確認票）の定期的な抜取検査で誤りを発見したケース等）なども考えられる。</p>
(2) 電子記録の訂正・回復の方法・手順	<p>電子記録の訂正・回復の方法・手順は以下のとおりとする。</p> <p>利用者およびその指定参加金融機関は、当該訂正・回復に係るすべての利害関係人から訂正・回復請求に係る承諾書および各利害関係人の指定参加金融機関が発行する本人確認済の証明書を取りまとめて、自己の指定参加金融機関に対して、記録請求内容と電子記録の内容に相違がある旨、申し出ることができる。法 86 条の</p>	

項目	内容	備考
	<p>期間が経過する前であれば、当該申出は可能とする</p> <p>当該申出を受けた指定参加金融機関は、記録請求時に利用者から受理した記録請求内容（以下、「当初記録請求内容」という）と記録原簿における電子記録の内容とを突合し、訂正・回復事由の有無を確認する。相違があり、訂正・回復事由がある場合は、指定参加金融機関はでんさいネットに対して、当該訂正・回復を要する記録内容を、当初記録請求内容、承諾書等とともに書面により請求する。</p> <p>上記の訂正・回復にかかる通知を指定参加金融機関から受理したでんさいネットは、当該電子記録債権に対する記録請求を一時的に停止する措置（債権ロック）を行うとともに、当初記録請求内容と記録原簿および請求受付簿の内容を突合し、相違の有無を確認する。当該記録内容について、相違があることを確認した場合下記 の訂正・回復を行う。</p> <p>でんさいネットは、指定参加金融機関から通知された当初請求内容にもとづき、記録原簿における電子記録を訂正し、当該記録請求にかかる義務者、権利者および上記 の利害関係人に通知する。</p> <p>上記 の利用者からの記録内容相違の申出を受けた指定参加金融機関が、当初記録請求内容と記録原簿および請求受付簿の内容を突合した結果、相違がない場合は、当該訂正・回復の申出を行った利用者に対し、訂正・回復は行うことができない旨を連絡する。</p> <p>上記 ででんさいネットが当初記録請求内容と記録原簿および請求受付簿の内容を突合した結果、請求受付簿の内容に同様の相違があった場合には、 で記録原簿における電子記録の訂正・回復と併せて、請求受付簿の内容も訂正・回復を行う。</p> <p>以下の条件に合致する電子記録債権に対する訂正の請求については、上記書面による請求によらず、指定参加金融機関からのオンライン請求処理を可能とする。</p> <p>【訂正・回復対象債権の状態】</p>	<p>左記のほか、指定参加金融機関では、当該申出を行った利用者の請求がインターネットバンキング等による場合、利用者から送信されたデータと同金融機関がでんさいネットに送信したデータの突合あるいはでんさいネットへのデータ送信システムの不具合の有無の確認を行うことが想定される。</p> <p>また、書面請求の場合、送信された書面内容とでんさいネットへの送信データあるいはでんさいネットの請求受付簿の開示回答内容を突合することが想定される。</p> <p>左記の場合は、利用者からの記録請求内容と相違なく記録が行われていることから、利用者が当該内容に異議がある場合は、変更記録手続に移行するように説明する。</p>

項目	内容	備考
	<p>発生記録（およびそれに付随する信託の記録）以外の電子記録がなされていない電子記録債権（譲渡記録が行われた後に、譲受人から削除の変更記録が行われた状態を含む）。</p>	
<p>4．決済 (1) 決済制度</p>	<p>でんさいネットの取扱う電子記録債権の決済は、内国為替制度(全銀システム)を利用して行う（同一指定参加金融機関で電子記録債権の決済を行う場合は除く）。</p> <p>内国為替制度を利用した電子記録債権のインターバンク決済は、第6次全銀システムで導入が予定されている大口（1億円以上）と小口（1億円未満）で区分して行われるが、後記(7)の支払等記録は大口と小口で区分せず、同一時点に行う。</p>	<p>口座間送金決済も、大口（1億円以上）はRTGS対象取引となる。</p>
<p>(2) 決済口座</p>	<p>利用者は間接アクセスのために利用する指定参加金融機関に電子記録債権の決済に利用する口座を保有しなければならないものとし、利用者のでんさいネットの利用申請時に当該口座を指定参加金融機関に届け出る取扱いとする。</p> <p>電子記録債権の決済は、一の電子記録債権の債権記録に記録された債権者・債務者が当該電子記録債権の債権記録に記録した指定参加金融機関の決済口座を通じて行う。</p>	<p>口座の預金種目は「1.利用者」参照。</p>
<p>(3) 決済手段に係る取り決め</p>	<p>電子記録債権の決済および支払等記録の取扱いは、法62条および63条に定める「口座間送金決済」の方法により行う。</p> <p>法62条1項の口座間送金決済に関する利用者（債権者・債務者）、指定参加金融機関およびでんさいネットの三者契約の締結は、業務</p>	<p>法63条2項の「支払期日に支払うべき電子記録債権に係る債務の全額について口座間送金決済があった旨の通知を同項に規定する銀行等から受けたとき」に「仕向銀行が当該債権に係る支払指図電文を発信した旨をでんさいネットが受信し、入金不能等の連絡がないまま一定期間経過した後」が該当するよう業務規程等に規定する。</p> <p>利用者においては利用申請における利用合意、参加金融機関においては参</p>

項目	内容	備考
	<p>規程、「決済規則（仮称）」等への合意により取扱う。</p> <p>具体的な決済手順等は、「決済規則（仮称）」に定める。</p>	<p>加申請における参加合意により取扱う。</p> <p>業務規程本体における規定は、法令上必要な最小限の範囲にとどめる。</p>
(4) 決済情報	<p>でんさいネットは、債権記録のうち決済に係る情報（支払期日、支払金額、債権者・債務者口座等）（以下「決済情報」という。）を法63条1項にもとづき、債権記録に記録された債務者の指定参加金融機関（仕向銀行）に支払期日の2銀行営業日前のでんさいネット営業開始後に提供する。</p> <p>決済情報の設定項目等は以下とする。</p> <p>設定項目 仕向口座情報、被仕向口座情報、記録番号、債権金額、電子記録年月日、支払期日、決済実施日、債務者のステータスコード。</p> <p>抽出方法 日次バッチ処理により利用者DBおよび記録原簿から抽出する。</p> <p>提供方法 でんさいネットと参加金融機関間のネットワークを経由したオンライン通知。</p> <p>決済情報の提供対象となる債権記録は、以下の～をすべて満たすものである。</p> <p>銀行営業日のでんさいネット営業時間終了後のバッチ処理時点において、その2銀行営業日後が支払期日である。 期日前弁済による支払等記録が行われていない。（ただし、支払等記録請求が否認された記録債権は抽出対象となる。） 強制執行（電子記録の禁止）が行われていない。 指定参加金融機関のステータスが資格停止・剥奪ではない。</p> <p>決済情報の提供を受けた仕向銀行の被仕向銀行に対する口座確認の実施は、仕向銀行の任意とする。</p> <p>決済情報の仕向銀行から債務者への通知は任意とする。</p>	<p>先日付振込を対象とする決済情報提供の前倒しは行わない。</p> <p>決済情報の提供と振込依頼の意思表示の関係は決済規則（仮称）等において規定化する。</p> <p>システム障害等により仕向銀行が決済情報を受信できない場合の対応。 でんさいネットは、決済情報を出力できる機能を有するものとする。 参加金融機関への決済情報の提供は、一定のセキュリティを確保したうえで、電子メールによる送信を前提にする。</p>

項目	内容	備考
	<p>決済情報の作成日(支払期日の3銀行営業日前)のコアタイム終了後からでんさいネットが口座間送金決済による支払等記録を行う時 限までは、以下の記録請求を除いて、当該電子記録債権に対する記 録請求を許容しない。</p> <p>当事者請求による支払等記録 ア．支払期日の全銀システムのテレ為替通信終了時刻以降、当事 者による支払等記録請求の有無に関わらず、仕向銀行の判断に おいてでんさいネットに対して支払不能の届出を行うことがで きるよう業務規程等に規定する。(「6.支払不能(3)参照」) イ．決済情報提供後は、支払期日より後かつ仕向銀行による支払 不能登録がなされた後でない当事者による支払等記録請求を 行うことはできない。 ウ．支払期日以降に支払者(債務者、電子記録保証人、第三者) から請求があれば、でんさいネットは当該支払等記録請求を受 け付ける。ただし、債権者の承諾が支払等記録の記録時点より 前にあった場合でも当該請求にもとづく支払等記録の記録タイ ミングは、口座間送金決済による支払等記録時限に合わせる。 エ．債権者からの支払等記録請求については、でんさいネットに 請求があった時点で成立するが、当該請求にもとづく支払等記 録の記録タイミングは、口座間送金決済による支払等記録時限 に合わせる。この場合でも、口座間送金決済がなされなかった 事に変わりはなく、支払不能として取り扱われることに変わり はない。</p> <p>強制執行等の記録</p>	<p>当事者請求による支払等記録の具体 的な手続は「3 - 7 . 口座間送金決済 以外の弁済等による支払等記録請求」 参照。</p> <p>強制執行等の記録については、「3 - 9 . 強制執行等の記録請求」を参照。</p>
(5) 支払指図電文(為替電文)	<p>支払指図電文(為替電文)は、第6次全銀システムの電文フォー マットと同一とし、次の電文について電子記録債権用の通信種目を 新設する。</p> <p>為替 ア．振込(電子記録債権・当日) イ．振込(電子記録債権・先日付)</p>	

項目	内容	備考
	<p>雑為替 ア．その他資金付替（電子記録債権・当日） イ．その他資金付替（電子記録債権・先日付） 一般通信 ア．照会（電子記録債権） イ．依頼（電子記録債権） ウ．連絡（電子記録債権） エ．回答（電子記録債権）</p> <p>電子記録債権の特定に係る情報として記録番号を「EDI情報」欄〔20桁〕に設定する。 記録番号の体系は以下のとおり。</p> <p>記録番号〔20桁〕 利用者番号〔9桁〕 債権明細番号〔6桁〕 分割記録用枝番〔4桁〕 チェックデジット〔1桁〕</p>	
(6) 決済手順	<p>口座間送金決済に係る決済手順は別紙 4 - 2 のとおり。</p> <p>資金引落しに関する時限、回数、方法等に関するルールは定めない。</p> <p>先日付による送金の取扱いは、支払期日の前銀行営業日および前々銀行営業日を認める。</p> <p>口座間送金決済についての支払等記録の対象は、支払期日に振込電文を発信したものとする。 ただし、銀行都合により支払期日当日中に振込電文が発信できない場合には、内国為替取扱規則に定める「未送信為替」の取扱いを許容し、この場合には支払等記録の対象とする。</p> <p>「未送信為替」の場合、支払期日の翌銀行営業日に為替電文の送信を行った時点ですみやかに、仕向銀行からでんさいネットへ「口座間送金決済があった旨の通知」を行うこととする。</p>	<p>支払期日3銀行営業日前～5銀行営業日前の取扱いは認めない。</p> <p>被仕向銀行から債権者へ入金通知は任意とする。</p>

項目	内容	備考
	<p>これ以外の債権者・債務者間の決済は、当事者任意の方法とし、支払等記録は当事者の請求によることとする。</p> <p>組戻（債務者が債権者の同意書を添付して仕向銀行に依頼する場合に限る）および取消は、内国為替取扱規則の定めに従い取扱うものとする。</p> <p>支払等記録の訂正（取消）を行った場合、仕向銀行は「支払不能（0号）」をでんさいネットに対して通知する。</p> <p>債務者による口座間送金決済にもとづく送金手続の訂正は認めない。金融機関による訂正処理は、内国為替取扱規則の定めに従い取扱うものとする。</p> <p>次により手形の依頼返却に類似した取扱いを認める。</p> <p>決済情報提供日～振込電文発信前 ---- 振込電文送信停止 振込電文発信後-----組戻 ただし、当該取扱いは以下の方法を許容し、参加金融機関が任意で実施する顧客サービスの範囲とする。 ア．債務者が債権者の同意書を添付して仕向銀行に依頼する方法 イ．債権者から被仕向銀行に書面にて依頼し、被仕向銀行から仕向銀行へ連絡をとり、口座間送金決済の処理状況に応じて対処する方法 （組戻による資金返還の有無は、内国為替取扱規則に定める取扱いに従う。）</p> <p>上記取扱いを行う場合、支払不能ルールの適用対象外（0号支払不能）とする</p>	<p>債権者の同意書がない組戻は受け付けないこととする。 同意書に関わる債権者の本人確認や意思確認は各参加金融機関の手続に拠ることとし、統一的な手続は定めない。</p> <p>利用者のステータスが、支払等記録の訂正（取消）前に、すべての電子記録債権に支払等記録がなされたことにより、利用制限から強制解約のステータスへ移行されていた場合、利用制限ステータスへ戻すこととする。</p> <p>債権者の同意の有無に関わらず、債務者による訂正は認めない。</p> <p>先日付振込電文発信後から支払期日までの間は、組戻により対応する。</p> <p>同意書に関わる債権者の本人確認等につき上記。</p>

項目	内容	備考
	<p>でんさいネットから提供された決済情報にもとづく債権者の決済口座以外の口座への入金 は許容しない。被仕向銀行において、決済情報に記録された口座（つまり、決済情報にもとづき仕向銀行から送信された口座間送金決済にかかる振込電文に記載された振込口座）が存在しない場合、被仕向銀行は資金の返還を行う。それを受けた仕向銀行は、でんさいネットに対して支払不能0号を通知する。</p> <p>入金不能時は、仕向銀行に資金返送のうえ、仕向銀行は債務者に当該資金を返却する取扱いとする。</p>	
(7) 口座間送金決済による支払等記録	<p>決済情報にもとづき支払期日に口座間送金決済手続きを行った仕向銀行は「口座間送金決済通知」をでんさいネットに対して通知する。</p> <p>口座間送金決済通知の設定事項等は以下とする。</p> <p>設定項目 記録番号、金額、電子記録年月日、支払期日など (仕向金融機関において口座間送金処理が実施したもののみを口座間送金決済通知の対象とする。)</p> <p>でんさいネットへの提供方法 オンライン(添付ファイル)方式</p> <p>でんさいネットへの提供時刻 原則、支払期日中とする。未送信為替の取扱いを支払期日の翌銀行営業日に行なった場合は、翌銀行営業日中の送信も可能。 全銀システムの先日付振込(支払期日の前銀行営業日および前々銀行営業日)を行った場合でも、「口座間送金決済通知」は支払期日にでんさいネットに対して通知する。</p> <p>決済情報と口座間送金決済通知との突合 記録番号、金額、電子記録年月日、支払期日を突合する。</p> <p>支払等記録は「支払期日から2銀行営業日後の全オンライン取引終了後」に実施する。</p> <p>支払等記録の後、口座相違等により決済が完了していなかった場合の支払等記録の取消ルールについては、次のとおりとする。</p>	<p>支払等記録の実施についての仕向銀行から債務者への通知は任意とする。</p>

項目	内容	備考
	<p>仕向銀行側で、被仕向銀行からの資金返戻電文を受信していたが、でんさいネットに支払不能通知0号（口座なし）を通知することを失念し、さらに「口座間送金決済があった旨の通知」を通知してしまったケース。</p> <p>ア．債務者は支払未済の状態（資金返戻を受けている）。 イ．仕向銀行は、本来すべきではない「口座間送金決済があった旨の通知」をでんさいネットに通知していることとなり、間違った通知にもとづく支払等記録として、訂正記録で対応する。</p> <p>被仕向銀行側で、仕向銀行に資金返戻電文を発信することを失念してしまったため、仕向銀行が「口座間送金決済があった旨の通知」をでんさいネットに通知してしまったケース。</p> <p>ア．資金は被仕向銀行に滞留している状態。 イ．仕向銀行としては、被仕向銀行から資金返戻電文を受けていない以上、でんさいネットに「口座間送金決済があった旨の通知」を行うのは当然であり、当該通知は有効な通知として整理。 ウ．いったんは有効な通知にもとづく支払等記録がなされたものとして、変更記録で対応する。</p> <p>でんさいネット側で、仕向銀行から支払不能通知0号を受信していたが、何らかの理由により支払等記録を行ってしまったケース。</p> <p>ア． のケースは、上記 と同様に訂正記録で対応する。</p>	
(8) 口座間送金決済以外の決済と支払等記録の取扱い	<p>一の電子記録債権に係る口座間送金決済については、支払期日の全銀システムのテレ為替の通信終了時刻までとし、その後の取扱いは口座間送金決済以外の方法による。</p> <p>上記を含め口座間送金決済以外の一定の方法による場合、当事者からの請求による支払等記録を行うこととする。</p> <p>○ 当事者の支払等記録請求は、「支払期日当日の全銀システムのテレ為替通信終了時刻以降」とする。この場合でも、支払等記録は「支</p>	<p>当事者による支払等記録請求の方法については、別紙 3 - 7を参照。</p> <p>混同が生じる場合であっても、支払期日2銀行営業日前時点において、支払</p>

項目	内容	備考
	払期日から2銀行営業日後の全オンライン取引終了後」に実施する。	等記録が行われていない場合は、でんさいネットは仕向銀行に決済情報を提供する。
(9) 決済手段において生じる損失等の責任分担	決済において誤情報から生じる損失等の責任は、原則として、当該誤情報を作成した当事者において負担する。	システム上の障害等により生じた損失の責任については、災害・障害時一般のルールと併せて今後検討。
5 . 開示 (1) 記録事項の開示	<p>利用者（利用者の相続人、利用者契約解約後の元利用者を含む。）は、でんさいネットに対し、債権記録に記録されている事項について開示請求をすることができることとする。</p> <p>利用者の相続人については、被相続人の電子記録債権上の立場に準じた取扱いとする。</p> <p>利用者契約解約後の元利用者については、開示対象となる電子記録債権上の立場に準じた取扱いとする。</p> <p>でんさいネットは、開示請求者の立場に応じ、法 87 条に規定する事項を開示する。</p> <p>でんさいネットは、法律上の開示事項ではない記録事項について開示を行う場合は、法 87 条 2 項の規定にもとづき、開示事項、開示請求者の範囲、その他必要な事項を業務規程等に定めようとして、利用者の同意を得ることとする。</p> <p>〔法定外の開示事項〕 電子記録名義人（最終債権者）等に対する開示 機関は、電子記録名義人のうち、最終債権者（手形でいう最終</p>	<p>参加金融機関は、予め利用者の同意を得たうえで、当該参加金融機関の利用者が当該参加金融機関を通じて行った記録事項について、開示請求することができるものとする。</p> <p>参加金融機関は、当該参加金融機関の利用者が他の参加金融機関を通じて記録した記録事項については、開示請求することはできない。</p> <p>開示請求者別の開示事項は、別紙 5 - 1 参照。</p> <p>債務者の決済口座情報のうち金融機関名および支店名は法律上の開示事</p>

項目	内容	備考
	<p>裏書人＝所持人）から記録事項の開示を受けた場合は、法 87 条に規定する開示事項に加え、債務者の決済口座情報のうち金融機関名および店舗名を開示することとする。</p> <p>特別求償権を取得した電子記録保証人から記録事項の開示を受けた場合も、同様の取扱いとする。</p> <p>電子記録債務者のうち発生記録における債務者に対する開示機関は、電子記録債務者のうち、発生記録における債務者から記録事項の開示請求を受けた場合は、法 87 条に規定する開示事項に加え、債務者の決済口座情報（金融機関名、店舗名および口座番号）を開示することとする。</p> <p>支払等記録により電子記録名義人または電子記録債務者ではなくなった者に対する開示</p> <p>支払等記録によって電子記録名義人または電子記録債務者ではなくなった者（法 87 条 1 項 3 号に該当する者のうち、支払等記録がされる直前に電子記録名義人または電子記録債務者であった者）に対する開示は、従前の電子記録名義人または電子記録債務者と同等の立場として取扱うものとする。</p> <p>でんさいネットは、開示請求者が示した開示理由につき法令の定めを照らして相当であると認めた場合は、法 87 条に規定する範囲において、最終電子記録名義人に至るまでの一連の譲渡記録に譲受人として記録されている者の氏名または名称および住所を開示することとする。</p>	<p>項ではないが、手形券面上に記載されている情報であることなどを踏まえ、開示対象とする。</p> <p>債務者の決済口座情報は法律上の開示事項ではないが、発生記録における債務者に対して当該債務者自身の決済口座情報を開示することに特段の弊害はないと考えられることから、開示対象とする。</p>
(2) 提供情報の開示	<p>利用者（利用者の相続人、利用者契約解約後の元利用者を含む。）は、でんさいネットに対し、電子記録の請求に当りでんさいネットに提供した情報について開示請求をすることができることとする。</p> <p>利用者の相続人については、被相続人の電子記録債権上の立場に準じた取扱いとする。</p> <p>利用者契約解約後の元利用者については、開示対象となる電子記録債権上の立場に準じた取扱いとする。</p>	<p>参加金融機関は、予め利用者の同意を得たうえで、当該参加金融機関の利用者が当該参加金融機関を通じて提供した情報について、開示請求することができるものとする。</p>

項目	内容	備考
	<p>でんさいネットは、開示請求者が示した開示理由につき法令の定めにより相当であると認められた場合は、開示請求者が開示対象となる債権記録にかかる記録請求の当事者でない者であっても、当該記録請求に当ってでんさいネットに提供された情報のうち、開示請求者が利害関係を有する部分について、開示することとする。</p>	
(3) 開示方式・検索方式等	<p>記録事項および提供情報の開示方式については、開示請求者（利用者、利用者の相続人、利用者契約解約後の元利用者）の請求方式（オンライン、FAX等）に応じて定めることとする。</p> <p>利用者、利用者の相続人、利用者契約解約後の元利用者が行う開示請求は、原則として、開示対象となる記録事項および提供情報にかかる指定参加金融機関を経由して行うものとする。</p> <p>記録事項の開示については、「最新情報開示（抄本開示）」、「全部開示（謄本開示）」の2つの機能を設ける。</p> <p>利用者が記録事項の開示請求をする場合、必須となる検索キーは、その開示目的に応じて以下のとおりとする。</p> <p>個別債権記録を開示する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録番号。 一定範囲の債権記録を開示する場合 ・電子記録債権上の立場（債務者、債権者、電子記録保証人等）。 <p>利用者が提供情報の開示請求をする場合、必須となる検索キーは、その開示目的に応じて以下のとおりとする。</p> <p>個別請求情報を開示する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録番号。 一定範囲の請求情報を開示する場合 ・電子記録債権上の立場（債務者、債権者、電子記録保証人等）および請求日（範囲）。 	<p>具体的な開示方式および開示対応フローについては、別紙 5 - 2、5 - 3 参照。</p> <p>開示請求については、請求受付簿への記録は行わない。</p> <p>開示機能の検索キー（必須検索キー、任意検索キー）および処理方式については、別紙 5 - 4 参照。</p> <p>記録番号の指定により、複数の立場の記録事項を一度に開示することはあるが、開示請求者に関する記録事項すべてを一度に開示請求することはできない。</p> <p>参加金融機関が個別債権記録および個別請求情報の開示請求する場合も、記録番号が必須キーとなる。また、参加金融機関は、立場、請求日（範囲）の指定により当該参加金融機関利用者の利用状況を確認することができるほか、利用者番号等を任意検索キー</p>

項目	内容	備考
	<p>開示請求に当っては、請求内容に応じて処理方式を分ける取扱いとする(「オンライン処理」(即時回答)、「ディレードバッチ処理」(開示請求時には請求を受け付けた旨のみ回答し、結果は一定時間後に回答))。</p>	<p>として指定することで、特定利用者の利用状況の確認を行うことも可能となる。</p> <p>一の指定参加金融機関を経由した開示請求により、他の指定参加金融機関を通じて記録された記録事項等についても集約して開示する機能は実装しない。</p>
<p>6. 支払不能 (1) 支払不能ルールのあり方</p>	<p>電子記録債権の信頼性および流通性を確保するため、「支払不能」となった利用者(以下「支払不能利用者」という。)の排除を目的に、支払不能ルールとして、でんさいネットにおいて「支払不能」情報の登録および当該情報の参加金融機関による共有を行うこととし、支払不能利用者に対して一定のペナルティを独禁法に抵触しない範囲で課することとする。</p> <p>一定のペナルティについては、現行手形制度の取引停止処分制度と同等とすることを前提とする。</p> <p>でんさいネットにおける支払不能ルールの適用は口座間送金決済による支払等記録を行えない場合を前提とする。</p>	
<p>(2) 支払不能事由</p>	<p>支払不能事由は、次の場合とする。 支払不能事由0号：口座間送金決済を行うことができなかったが、支払不能ルールの対象とする必要がないもの 支払不能事由1号：債務者が支払えないもの(支払資金不足) 支払不能事由2号：債務者が支払わないもの</p> <p>「支払資金不足」とは、口座間送金決済の方法において、当該債務者の指定参加金融機関における決済口座から、支払期日の到来した電子記録債権について、支払期日に当該債権に係る支払金額相当額の全額またはその一部について引落しができず、そのため決済が行えず、結果として支払等記録が行えないこととする。</p>	<p>支払不能事由の詳細は別紙 6 - 1 のとおりとする。</p>

項目	内容	備考
(3) 支払不能ルールの概要	<p>口座間送金決済にもとづく支払等記録時点(支払期日の2銀行営業日後)において支払等記録ができず、仕向銀行から「支払不能事由1号の支払不能通知」または「支払不能事由2号の支払不能通知」の届出があった電子記録債権に対して、でんさいネットは「支払不能」の登録を行う。</p> <p>ただし、支払不能事由2号については、債務者が「異議申立提供金」を提供のうえ、「異議申立」を行うことができるものとする。</p> <p>支払不能ルールの適用手続きの概要は以下のとおり。</p> <p>支払不能通知の受領 でんさいネットは、仕向銀行から送信された支払期日に口座間送金決済を行うことができなかつた電子記録債権に対する「支払不能通知」を受領する。</p> <p>一債務者に支払期日が同日である複数の電子記録債権が存在する場合に、どの債権について口座間送金決済を行い、どの債権を支払不能とするかは仕向銀行の判断に従う。</p> <p>支払不能フラグの登録 でんさいネットは、支払期日から2銀行営業日後の支払等記録の登録時限に、支払不能通知にもとづき当該電子記録債権に支払不能フラグを登録する。</p> <p>支払不能ルールの適用 でんさいネットは、登録した支払不能フラグを元にして、支払不能ルールが適用される利用者に関する「支払不能(1回目)利用者通知」および「債務者利用停止措置適用者通知」を作成する。</p> <p>支払不能ルール適用者の参加金融機関に対する通知 でんさいネットは、上記の通知を「支払不能情報センター」に登録し、同センターは、当該利用者を電子記録債権制度から排除するため、全参加金融機関に通知する。</p> <p>支払期日当日の全銀システムのテレ為替通信終了時刻以降、口座間送金決済による支払等記録時点(支払期日後2銀行営業日目)までの間に、口座間送金決済以外の方法により当事者間で決済した場</p>	<p>異議申立事由の詳細は別紙 6 - 1 のとおりとする。</p> <p>異議申立手順は別紙 6 - 4 参照。</p> <p>支払不能情報の登録項目は、別紙 6 - 2 参照。</p>

項目	内容	備考
	<p>合であっても、口座間送金決済による支払等記録時点までは、当事者の支払等記録請求による支払等記録は行わない(当事者の支払等記録請求自体は認めるが、支払等記録は口座間送金決済による支払等記録時点に行う)。</p> <p>「支払不能」の堅確性を確保する観点から、口座間送金決済以外の方法により当事者間で決済した場合であっても、仕向銀行から「支払不能事由1号の支払不能通知」または「支払不能事由2号の支払不能通知」の届出があったものについては「支払不能」の登録を行うことについて当事者が異議を申立てない旨を業務規程等に規定する。</p> <p>「支払不能」の登録が行われた場合においても、債権者・債務者の決済が行われた場合には、当事者による支払等記録の請求を行うことができることとする。</p>	
(4) 支払不能情報センター	<p>支払不能情報センター(以下、「センター」という。)は、電子記録債権の信頼性および流通性確保のため、利用不適合者たる支払不能利用者の排除を目的に手形交換所における取引停止処分制度の「取引停止処分照会センター」類似の機能を有する機関として設置する(「全国銀行個人信用情報センター」類似の与信判断情報提供機能は保有しない)。</p> <p>センターは、独立の機関ではなく、でんさいネットの業務の一つとして運営し、でんさいネットシステムの一部にその機能を保有する。</p> <p>センターの機能概要は以下のとおり(詳細は別紙 6-3参照)。 支払不能ルール適用者に関する全参加金融機関への通知 全参加金融機関に対して、支払期日毎に支払不能となった利用者をまとめて一斉に通知する。 ア．支払不能(1回目)利用者通知 イ．債務者利用停止措置適用者通知</p> <p>通知の訂正 参加金融機関からの支払不能情報に対する照会対応</p>	<p>センター機能自体を「法人信用情報センター」として独立させることはしない。</p>

項目	内容	備考
	<p>「支払不能」情報は、利用者を一意に特定する利用者番号により利用者単位で管理する。</p> <p>「支払不能」情報の登録および開示に係る利用者の同意は、利用申請手続きにおいてあわせて取扱う。</p> <p>「支払不能」情報の登録自体（内容ではない）に誤りがあった場合は、でんさいネットは直ちに削除を行う。</p> <p>「支払不能」登録情報の保有期間は、でんさいネットの利用停止期間としての2年とする（債権記録の保存期間（法86条）（を参考に登録された日から10年間）までの保有は行わない）。</p>	<p>同意文言、同意の範囲など個人情報の取扱いも含めて、利用申請のあり方と併せて業務規程あるいは関係細則に規定する。</p> <p>適切な削除が行われなかった場合に利用者に生じた損害のでんさいネットの責任に関して業務規程等に記載するものとする。</p>
(5) 参加金融機関への開示	<p>センターは、「支払不能」情報の被登録者（支払不能利用者）をでんさいネットの利用者から排除するため、手形交換所における取引停止処分制度類似の制度として当該情報の参加金融機関への開示を利用者同意のうえ行う。</p> <p>センターの参加金融機関への開示は、原則として「支払不能」情報として保有する項目すべてとする。</p> <p>「支払不能」情報の参加金融機関に対する開示は、次の利用目的に応じてその各々に定める方法により行う。</p> <p>電子記録債権の利用停止（既存取引） 全参加金融機関に対し、支払不能確定日（＝支払等記録登録時点）に支払期日ごとに支払不能となった利用者をまとめて一斉に通知する。</p> <p>電子記録債権の新規利用禁止（新規取引） 電子記録債権の新規利用申込を受け付けた参加金融機関が利用</p>	

項目	内容	備考
	<p>申込者を指定して「支払不能情報DB」にアクセスし、「支払不能」情報の被登録者（支払不能利用者）への該当有無の照会（検索）を行う。</p>	
(6) 利用者への開示	<p>利用者に対して支払不能情報の開示は行わないが、個人情報保護法の対応として、本人開示を許容し、センターで保有している支払不能情報の全項目を開示する。</p> <p>個人情報保護法対応としての開示請求は指定参加金融機関経由で行うこととする（但し、当該指定参加金融機関が破綻し、かつ承継参加金融機関が存在しない等のやむを得ない場合には、例外的にでんさいネットに対する直接請求も可能とする）。</p> <p>利用停止・解約となった利用者に対する開示請求は原則として可能とする。ただし、開示可能期間は開示対応日から5年間とする。</p>	
(7) 支払不能利用者の取扱い	<p>支払不能利用者へのペナルティは、手形交換所規則同等の取引停止処分制度を設ける。</p> <p>ただし、独禁法上の問題について具体的に公取より指摘があった場合には、次善策として電子記録債権の利用停止・解約を行う方向で検討（前記(1)参照）。</p> <p>取引停止処分制度同等のものとして次の取扱いとする。</p> <p>対象：6か月以内に2回の「支払不能」 範囲：参加金融機関の店舗（全国） 義務：電子記録債権利用停止・新規貸出取引停止 違反：罰則・過怠金の対象 期間：処分日から2年間</p>	<p>独禁法上いずれの方向も認められない場合には、「支払不能」情報は参考情報としての提供となるが、この場合には別紙 6 - 3のセンターの制度設計を再考。</p> <p>詳細は独禁法上の問題が解決した段階で今後検討。</p> <p>手形交換所規則と連携した運用は将来的な課題とする。</p>
7. 障害・災害発生時対応(BCP) (1) 障害・災害発生時における業務継続方針	<p>でんさいネットは、障害・災害発生時における業務継続に関する基本方針を策定し、平常時から、障害等の発生に備えて必要な措置を講じる。(BCP基本方針については、別紙 7 - 1参照)</p> <p>BCPの詳細内容(想定される障害・災害の特定、必要経営資源</p>	

項目	内容	備考
	<p>の確保、関係者間における連絡体制の整備等)については、平常時における業務内容を踏まえ、随時検討する。</p> <p>定期的な障害訓練を実施し、復旧手順の堅確化を図る。</p>	
(2) でんさいネットにおける障害・災害発生時の対応	<p>でんさいネットは、業務継続の観点から必要なバックアップシステムを構築する。</p> <p>でんさいネットの障害・災害発生時において継続を必須とする業務は以下とする。 参加金融機関と記録機関間をオンラインで処理する電子記録債権の記録に関する業務 参加金融機関に対する決済情報の提供</p> <p>でんさいネットは、必要があると認める場合、業務の取扱時間を臨時に変更することができるほか、業務の全部または一部を臨時に停止することができることとする。</p> <p>システム停止時の責任分担は以下のとおり。 参加金融機関への連絡：でんさいネット 利用者への連絡：参加金融機関</p> <p>でんさいネット保有データおよびシステムデータは、外部媒体へのバックアップを行い、メイン・バックアップの両センターで保管する。</p>	
(3) でんさいネット - 参加金融機関間ネットワークにおける障害・災害発生時の対応	<p>でんさいネットおよび参加金融機関間のネットワークの冗長化を図るとともに、障害・災害発生時に備え、相互に必要な対応策(業務の全部または一部停止、代替アクセス手段の提供等)を講じることとする。</p> <p>でんさいネット - 参加金融機関間のネットワークが利用不可能な場合においてデータの送受信が必要な場合は、Eメール(添付ファ</p>	<p>具体的な連絡体制および左記ネットワークの活用が不可能な場合における対応策として、以下を想定する。 【参加金融機関への連絡】 ・Eメールの活用 ・でんさいネットのBCP専用サイトに掲示する</p>

項目	内容	備考
	<p>イル)の使用を前提にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ F A Xの活用など 【利用者への連絡】 ・ でんさいネットの B C P専用サイトに 掲示する ・ 参加金融機関に連絡したうえで、各参 加金融機関が定める方法で連絡する (Eメール、 F A X、各参加金融機関 独自の専用サイトに掲示等) など
<p>(4) 参加金融機関における障害・ 災害発生時の対応</p>	<p>参加金融機関においてシステム障害等があり、参加金融機関シ ステムにおいて記録請求データの作成を行うことができない場合に備 え、でんさいネットでは代行記録請求データ作成ツール(B C Pツ ール)を準備し、参加金融機関に配付するものとする。</p> <p>B C Pツール(Excel for Windows ファイルの予定)の品質はでん さいネット側で保証するものとし、同ツールに入力する記録請求デ ータの内容は参加金融機関で保証するものとする。</p> <p>参加金融機関において障害・災害が発生した場合は、当該事実を でんさいネットが、他の参加金融機関へ連絡することとする。</p>	<p>参加金融機関において本障害・災害が 発生した場合における責任分担につ いては、参加金融機関業務の整理等を 踏まえ、今後検討。</p>
<p>(5) 利用者における障害・災害発 生時の対応</p>	<p>利用者において障害・災害が発生した場合における責任は、利用 者が負うこととする。</p>	<p>利用者における障害・災害発生時の対 応策については、当該利用者が指定し た参加金融機関が定める取扱いによ ることを前提に規定化する。</p>

以 上